尾張旭市
子ども・子育て支援事業計画

（平成 27～31 年度）

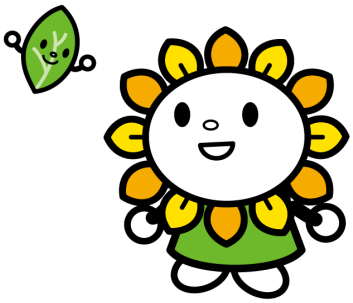

みんなで支えあう

子どもがのびのびと育ち、

子育てしやすい 住みよいまち・尾張旭

平成２７年３月

尾　張　旭　市

はじめに

今後、わが国の総人口は長期にわたって減少し、急速な高齢化の中で、さらに少子化が進行していくと予測されています。本市においても、出生数は平成 19 年度の 805 人から平成 24 年度には 683 人と減少しており、今後少子化による様々な影響が心配されます。

本市では、これまで「尾張旭市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、地域で子どもを安心して育てられる、また、子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちづくりをめざした施策の推進に取り組んできました。それらの取り組みについては、子育て相談業務の充実、放課後児童クラブの拡充や一旦は保育園の待機児童をゼロにするなど、一定の成果を見て取ることができますが、依然として、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

国は、社会全体で子ども・子育てを支援するため、平成 27 年４月から「子ども・子育て支援新制度」を本格的にスタートさせます。これに先立ち、全ての市町村では、新制度の実施主体として、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう事業計画を策定することが定められ、本市では「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

また、国は、平成 26 年度までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法を 10 年間延長し、引き続き子育て支援の推進・強化に取り組むこととしました。このことを受けて本市では、この計画を次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画を包含する計画としても位置付けています。

皆さまにおかれましては、この計画の推進に対しまして、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました「尾張旭市子ども・子育て会議」の委員の皆さま、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆さま、ならびに、関係者の皆さまには心から感謝を申し上げます。

平成 27 年３月

尾張旭市長　水　野　義　則

目　次

第１章　計画策定の概要 1
１　計画策定の趣旨 2
２　少子化対策への取組み 3
３　計画の位置づけ 5
４　計画の期間 6
５　計画の策定体制 6
６　計画の対象 6

第２章　尾張旭市の子ども・子育てを取り巻く現状 7
１　人口の状況 8
２　世帯の状況 10
３　婚姻・離婚の状況 11
４　女性の就労の状況 12
５　児童数の状況 14
６　幼稚園、保育所、小中学校の状況 15
７　社会的特性 17
８　市内の幼稚園及び保育所の設置状況 18
９　市内の認可外保育施設の設置状況 18

第３章　尾張旭市の子育て支援施策の実施状況 19
１　地域における子育ての支援 20
２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 22
３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 24
４　子ども等の安全の確保 25
５　職業生活と家庭生活との両立の推進 27
６　要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進 28

第４章　市民の子育て支援ニーズ 29
１　就学前児童の保護者調査の結果概要 30
２　小学生の保護者調査の結果概要 35

第５章　計画の主要課題 39

第６章　計画の基本的な考え方 41
１　基本的な考え方 42
２　基本理念 42
３　基本目標 43
４　施策の体系 44

第７章　施策の展開 45
１　子どもの教育・保育環境の充実 46
２　地域における子育て支援の充実 50
３　配慮を要する子ども・家庭への支援 57
４　親と子の健康の確保及び増進 61
５　子育てと仕事の両立支援 65
６　子どもの権利擁護と安全の確保 67

第８章　子ども・子育て支援事業計画 71
１　教育・保育提供区域の設定 72
２　子ども・子育て支援の体系 72
３　保育所等を利用する場合の利用条件 72
４　「量の見込み」と「確保方策」 73
５　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 83
６　第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ 84

第９章　計画の推進 85
１　計画の周知・理解 86
２　計画の推進体制 86
３　進捗状況の管理 86
４　子ども・子育て会議 86

資　料　編 87

第１章

計画策定の概要

１　計画策定の趣旨　・・・　２

２　少子化対策への取組み　・・・　３

３　計画の位置づけ　・・・　５

４　計画の期間　・・・　６

５　計画の策定体制　・・・　６

６　計画の対象　・・・　６

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行ならびに家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。こうした環境の変化に対応するため、子育てしやすい環境の整備を行い、地域の子育て支援の充実を図るとともに、未来の社会を創り、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるような社会をめざす必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成 24 年８月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度※ 」が平成 27 年度から本格的にスタートするにあたり、本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために、「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）」を策定することになりました。

本計画は、「尾張旭市次世代育成支援対策地域行動計画（以下「次世代育成支援対策地域行動計画」という。）」の理念を引き継ぎつつ、本市の子ども・子育て支援の取り組みを一層促進するために策定するものです。

また、平成 26 年３月に策定した「尾張旭市第五次総合計画（平成 26～35 年度）（以下「第五次総合計画」という。）」において、将来の都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」の実現に向けた８つの柱（政策）の１つとして、「みんなで支えあう健康のまちづくり」を掲げ、誰もが不安なく子育てができるまちづくりを推進しています。

本計画は、第五次総合計画に掲げるまちづくりの目標（政策）に沿い、家庭における子育てを中心に、地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、子どもの成長と子育て家庭の支援施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針となるものです。

※ **子ども・子育て支援新制度**
「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のこと。

２　少子化対策への取組み

平成２年の「1.57 ショック※ 」を契機に、わが国では、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討をはじめました。

■国における取組み

区　分	概　　要
エンゼルプランと新エンゼルプラン	平成６年 12 月、今後の 10 年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定、平成 11 年 12 月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された。
次世代育成支援対策推進法	家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年７月、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。
少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン	平成 15 年７月、「少子化社会対策基本法」が制定され、同年９月から施行された。同法に基づき、平成 16 年６月、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年 12 月、当該大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を決定し、平成 17 年度から平成 21 年度までの５年間に講ずる具体的な施策内容と目標が掲げられた。
新しい少子化対策について	平成 17 年、合計特殊出生率※ は 1.26 と、過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成 18 年６月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。 「新しい少子化対策について」では、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成 19 年 12 月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。当該重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。

※ **1.57 ショック**

前年（平成元年）の合計特殊出生率が 1.57 と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和 41 年の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

※ **合計特殊出生率**

15 歳から 49 歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に生む子どもの数を表すもの。

区　分	概　　要
少子化社会対策基本法に基づく大綱(子ども・子育てビジョン)の策定	「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」(平成 20 年 12 月、少子化社会対策会議決定)を受け、平成 21 年 1 月、内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年 6 月には提言(“みんなの”少子化対策)をまとめた。 その後、平成 21 年 10 月、内閣府の少子化対策担当の政務三役で構成する「子ども・子育てビジョン(仮称)検討ワーキングチーム」を立ち上げ、平成 22 年 1 月 29 日、少子化社会対策会議を経て、「子ども・子育てビジョン」が策定された。
待機児童の解消	喫緊の課題である待機児童の解消に向け、平成 25 年 4 月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 27 年度を予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援することとしている。
子ども・子育て支援新制度の施行	平成 24 年 3 月に、政府が第 180 回通常国会に提出した「子ども・子育て関連 3 法案」は、国会審議等による修正等を経て、同年 8 月 10 日に成立し、8 月 22 日に公布された。 子ども・子育て関連 3 法に基づく、子ども・子育て支援新制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、平成 27 年度から本格施行する方針の下、取り組んでいる。
次世代育成支援対策推進法の延長	平成 27 年 3 月までの時限立法である次世代育成支援対策推進法は 10 年間の延長を行い、これにより、現行制度のさらなる充実を図るとともに、市町村行動計画の策定については任意とした。

■本市における取組み

区　分	概　　要
児童育成計画 (平成 15～24 年度)	21 世紀を生きる子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、地域社会全体で子育ち・子育てを計画的、総合的に支援していくための計画として策定。
次世代育成支援対策地域行動計画・前期計画 (平成 17～21 年度)	児童育成計画をさらに発展させ、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、子どもを生み育てることに喜びを実感でき、子ども自身が健やかに成長できる環境を整えていくための計画として策定。
次世代育成支援対策地域行動計画・後期計画 (平成 22～26 年度)	これまでの取り組みをさらに広げながら、地域など社会全体で子どもを安心して育てられる、また、子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちづくりを目指していくための計画として策定。

３　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法第８条第１項に規定する「市町村行動計画」として位置づけられる計画です。

本計画は、「第五次総合計画」の部門別計画であり、本市の子ども・子育てに関する「基本計画」の役割を有するとともに、関連する計画と整合を図りながら策定しています。

■関連計画との関係

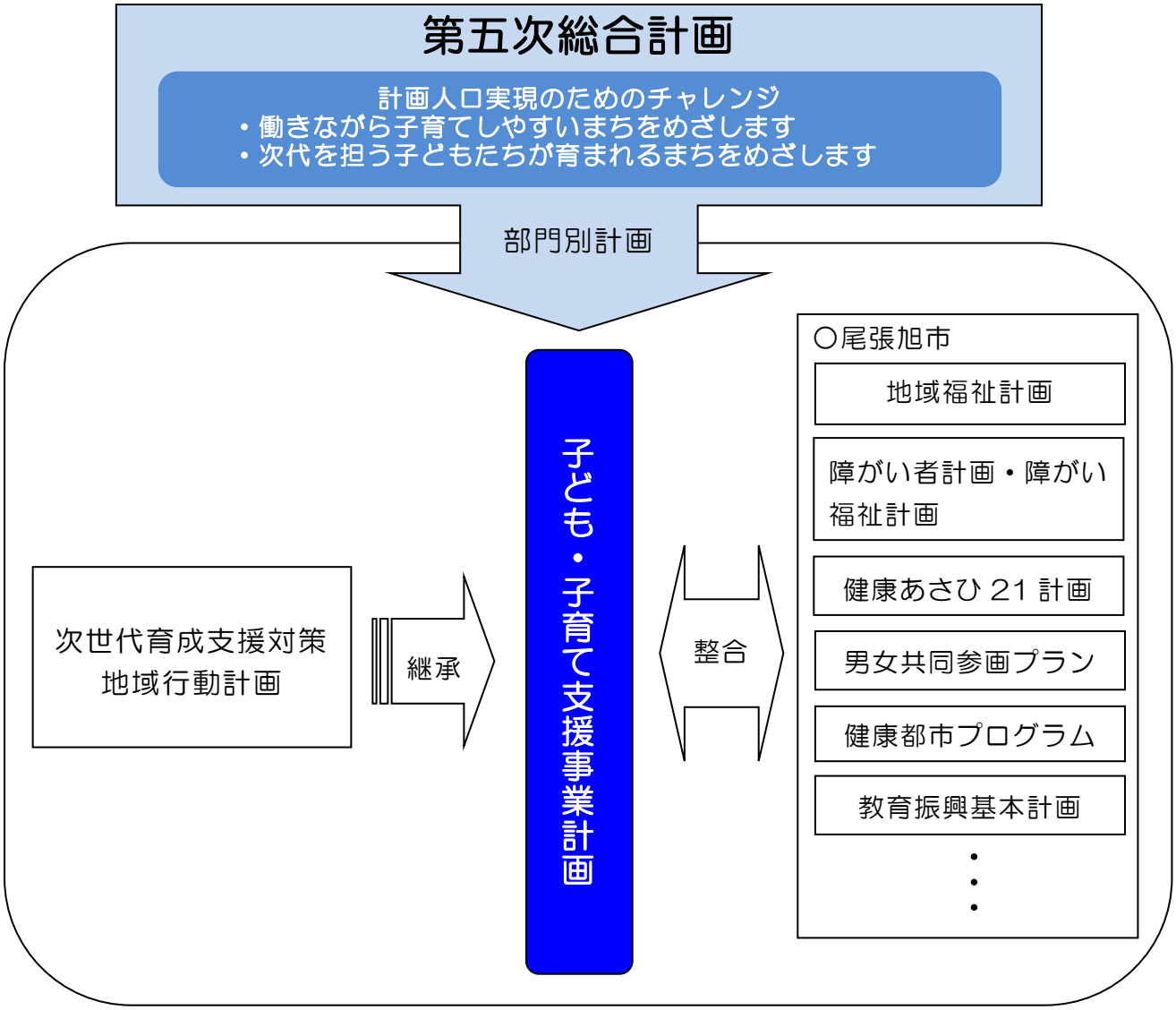

なお、「第７章　施策の展開」に掲載した事業の方向性については、次のように定義しています。

「新規」…次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）開始後の事業
「拡充」…内容の拡大もしくは充実が見込まれる事業（新規を除く）
「継続」…引き続き実施する事業

４　計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの５年間を一期として策定します。

なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、各年度ごとに点検・評価をしていきます。

また、５年間の計画期間中であっても、計画に定めた量の見込みと実際の状況に乖離がある場合などは中間年度（平成 29 年度）を目処に一部見直しを行います。

<table>
<tr><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>31 年度</td><td>32 年度</td><td>33 年度</td><td>34 年度</td><td>35 年度</td><td>36 年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">計画期間（第１期）</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">計画期間（第２期）</td></tr>
</table>

５　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第１項に基づき、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援に関係する者、事業者代表、公募市民などで構成した「尾張旭市子ども・子育て会議」で審議を行いました。

また、就学前児童の保護者と小学生（１～６年生）の保護者を対象に「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を行うほか、素案に対するパブリックコメントを行い広く市民の意見を聞きながら、計画策定を進めました。

６　計画の対象

本計画の対象は、尾張旭市に居住するおおむね 18 歳までの子どもをはじめ、その家族・家庭、これから子どもを産もうとするかた、地域で子育て支援活動に取り組んでいるかたです。

第２章

尾張旭市の

子ども・子育てを取り巻く現状

１　人口の状況　・・・　８

２　世帯の状況　・・・　10

３　婚姻・離婚の状況　・・・　11

４　女性の就労の状況　・・・　12

５　児童数の状況　・・・　14

６　幼稚園、保育所、小中学校の状況　・・・　15

７　社会的特性　・・・　17

８　市内の幼稚園及び保育所の設置状況　・・・　18

９　市内の認可外保育施設の設置状況　・・・　18

第２章　尾張旭市の子ども・子育てを取り巻く現状

１　人口の状況

本市の人口は増加傾向で推移しており、平成 22 年国勢調査では 81,140 人となっています。年齢３区分別人口をみると、０～14 歳の年少人口は横ばいから微増傾向にありますが、15～64 歳の生産年齢人口は近年減少傾向にあります。また、65 歳以上の高齢者人口は最も増加率が高く、高齢化率は平成 22 年には 20.1%となっています。

■年齢３区分別人口の推移

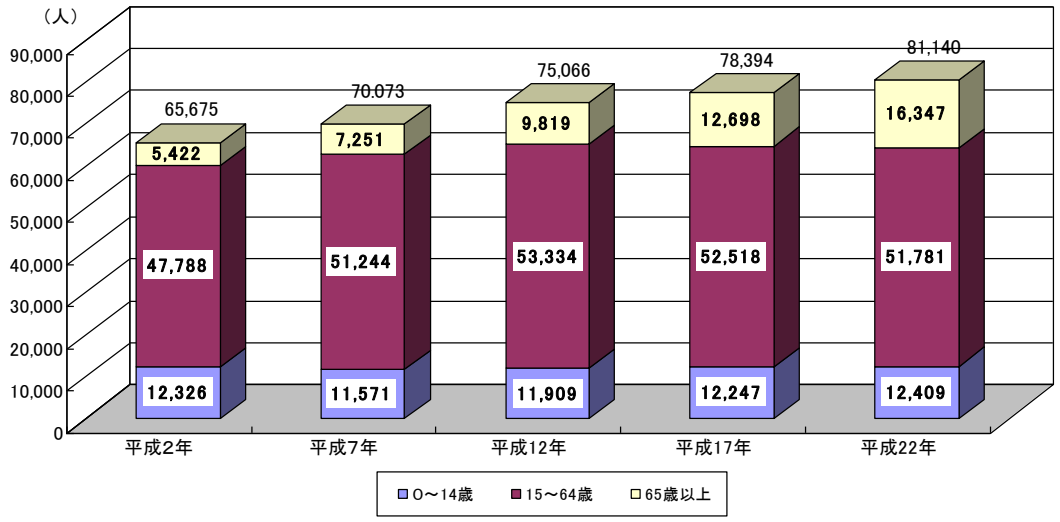

※年齢不詳者がいるため、年齢３区分別人口の合計と総人口とが合わない場合があります。

資料：国勢調査

本市の年少人口率をみると、減少傾向にあるものの、愛知県、全国と比較してその率は高いものとなっています。

■年少人口率の推移

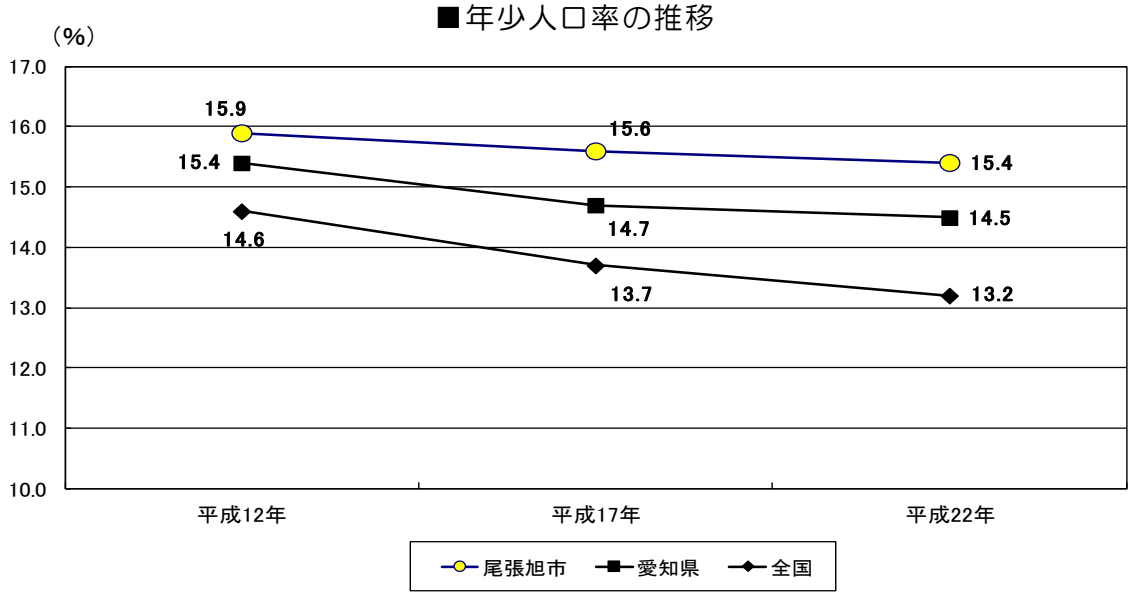

資料：国勢調査

近年の本市の人口動態についてみると、自然動態については出生数が死亡数を上回り自然増の状況にあります。年々、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあることから、その差は縮小傾向にあります。

■人口の自然動態の推移

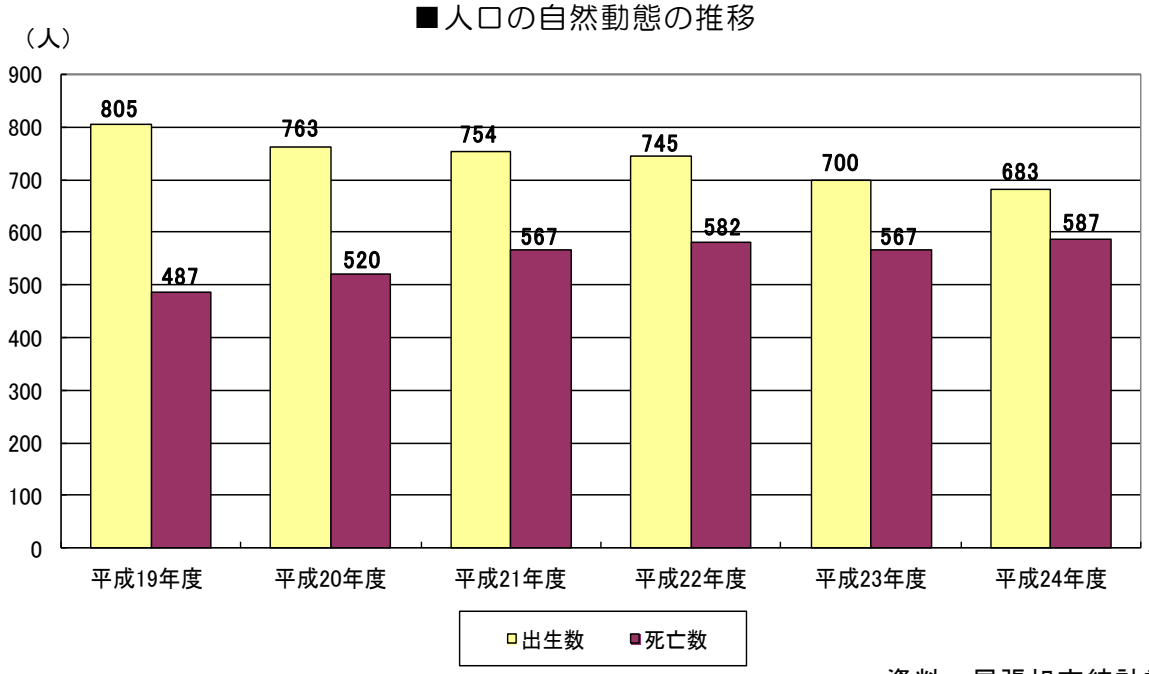

資料：尾張旭市統計書

また、社会動態については、平成 21 年度以降、転入数が３千人台で推移し、転出数が転入数を上回る社会減の年度も見られます。

■人口の社会動態の推移

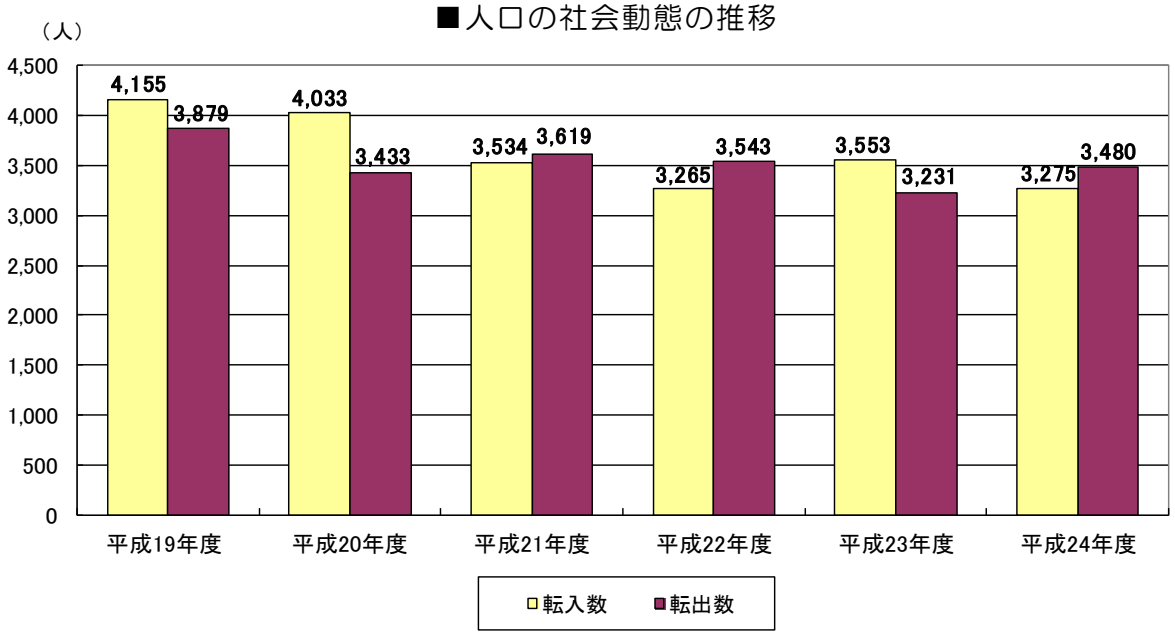

資料：尾張旭市統計書

２　世帯の状況

一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、一般世帯数は増加し続け、平成 22 年には 30,974 世帯となっています。一方で、一世帯あたり人員数は減少し続け、2.6 人と世帯規模が縮小しています。

■一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移

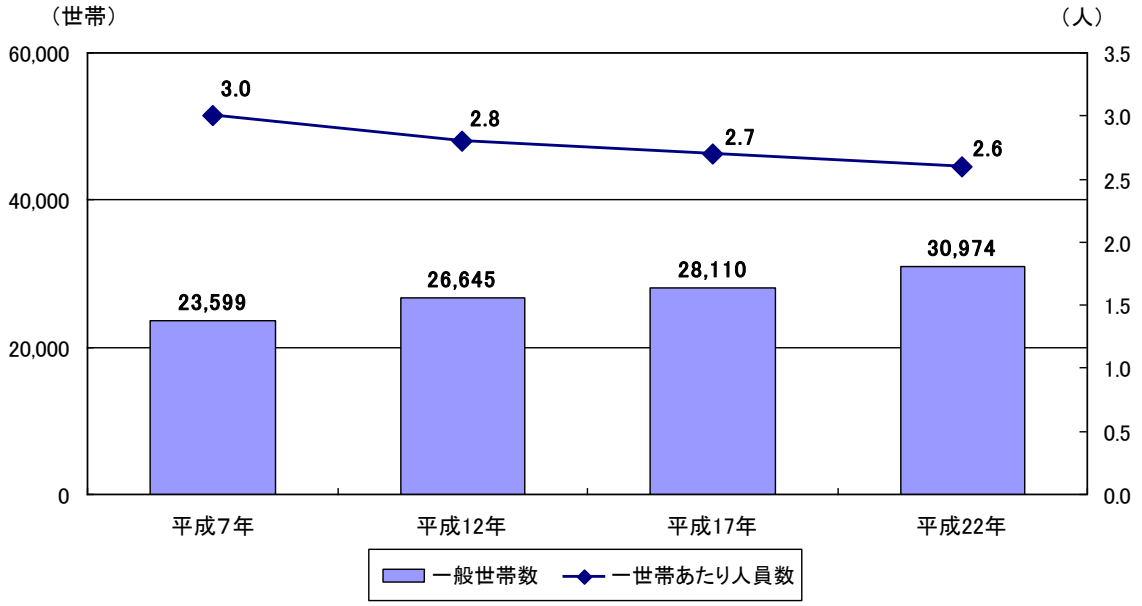

資料：国勢調査

また、ひとり親世帯についても母子世帯、父子世帯ともに増加し続け、特に母子世帯の増加には著しいものがあります。

■母子・父子世帯数の推移

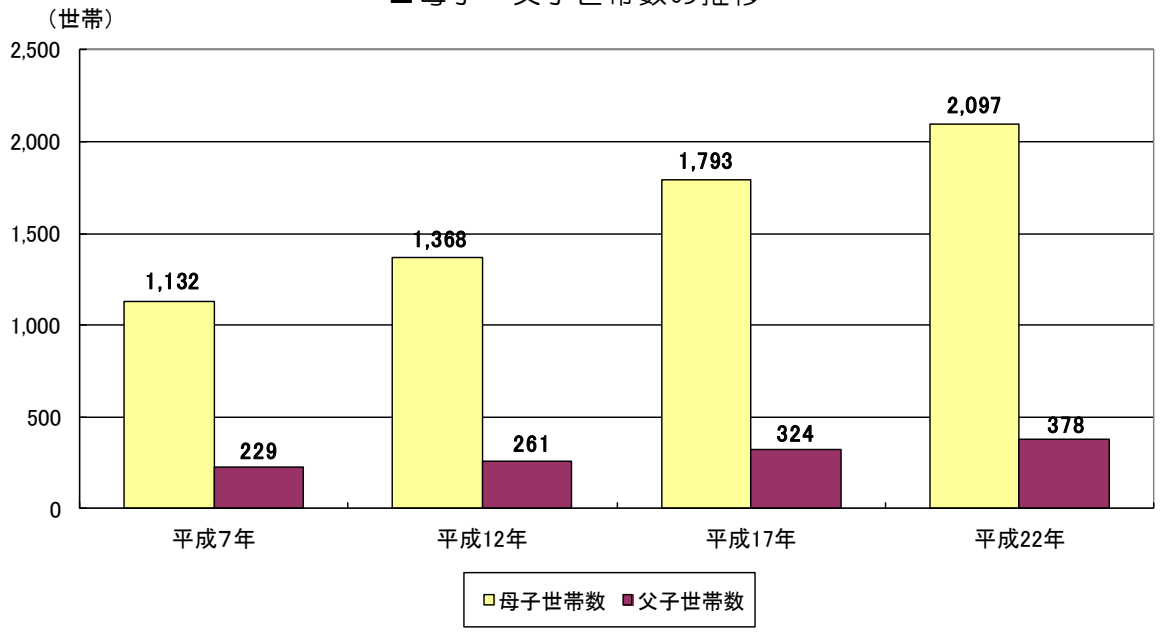

資料：国勢調査

３　婚姻・離婚の状況

平成 21 年から平成 24 年にかけての婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻・離婚ともに減少しており、特に婚姻件数では減少割合が大きなものとなっています。

■婚姻・離婚件数の推移

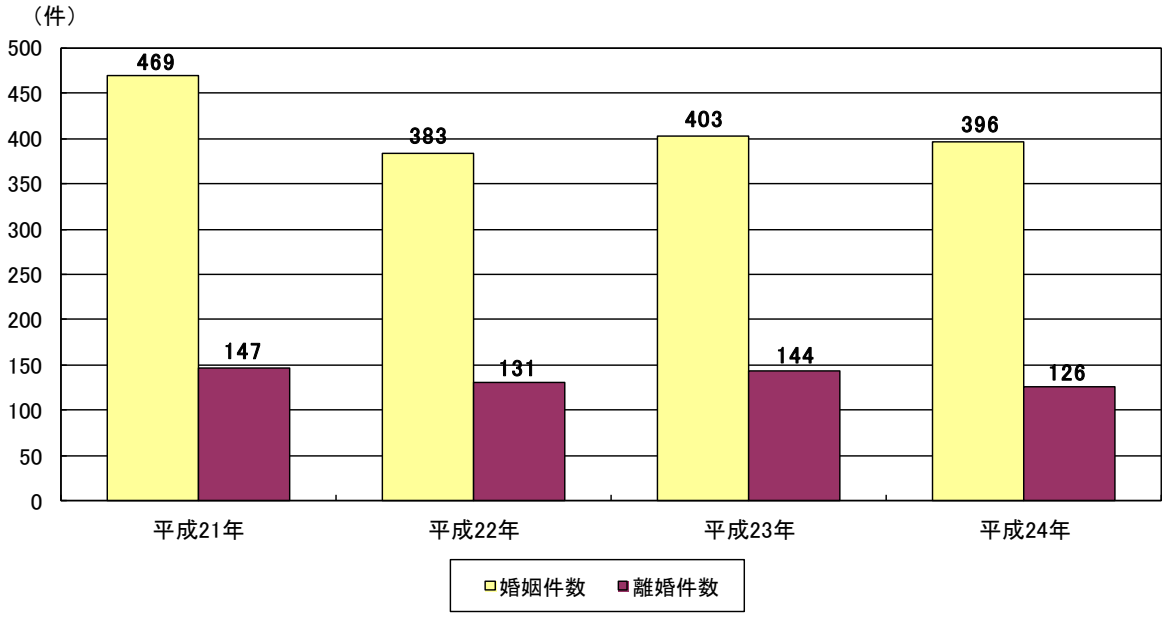

資料：愛知県衛生年報

20 代、30 代の未婚率の推移をみると、男女ともに高まってきており、晩婚化・非婚化が進行しています。

■未婚率の推移（男性）

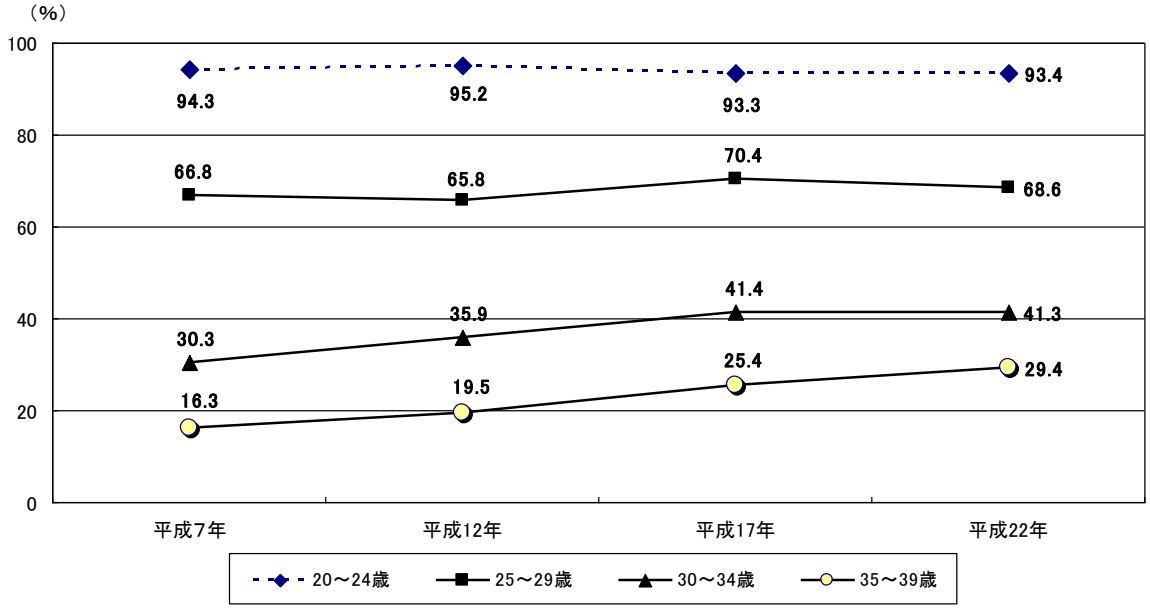

資料：国勢調査

■未婚率の推移（女性）

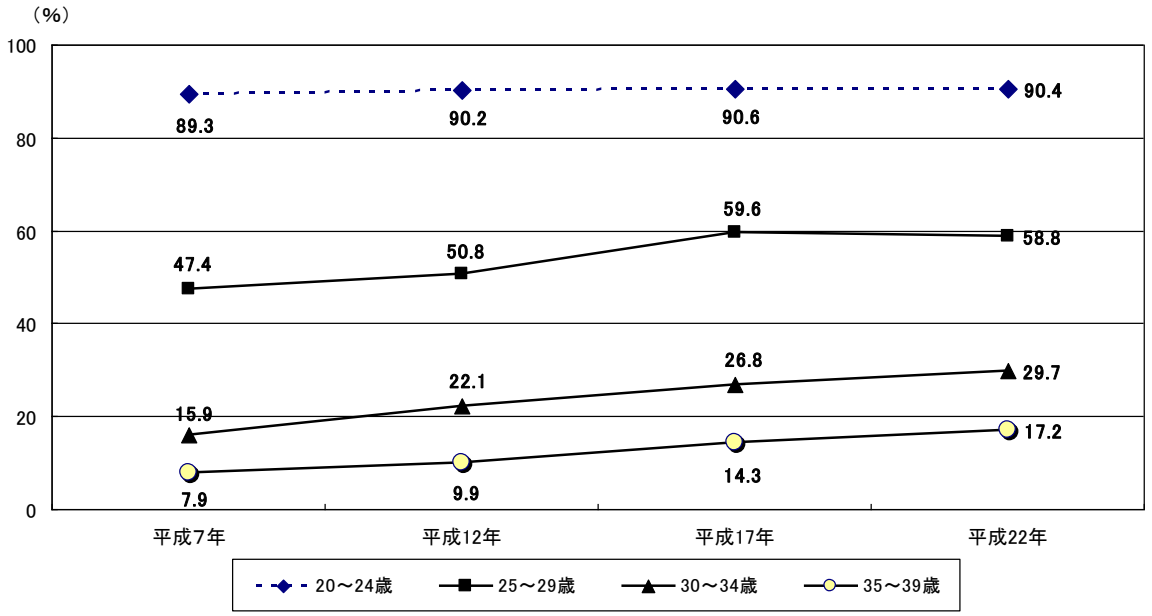

資料：国勢調査

4　女性の就労の状況

本市の女性の就労率は、子育て期にあたる 20 歳後半から 30 歳代に仕事を辞め、その後再び働くM字曲線を描いています。平成 12 年と平成 22 年とを比較すると、子育て期でも継続して働く女性の増加や、晩婚化、未婚化の傾向を反映して、底の部分が浅くなってきていますが、M字曲線は解消されていません。

■女性の就労率の推移

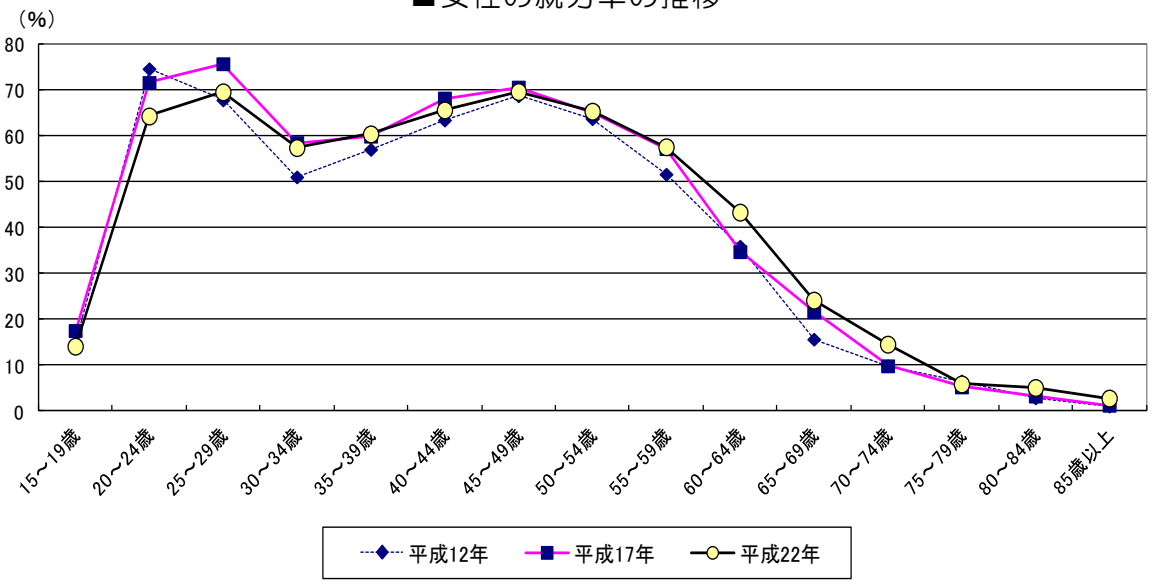

資料：国勢調査

■平成 22 年における女性の就労率の比較

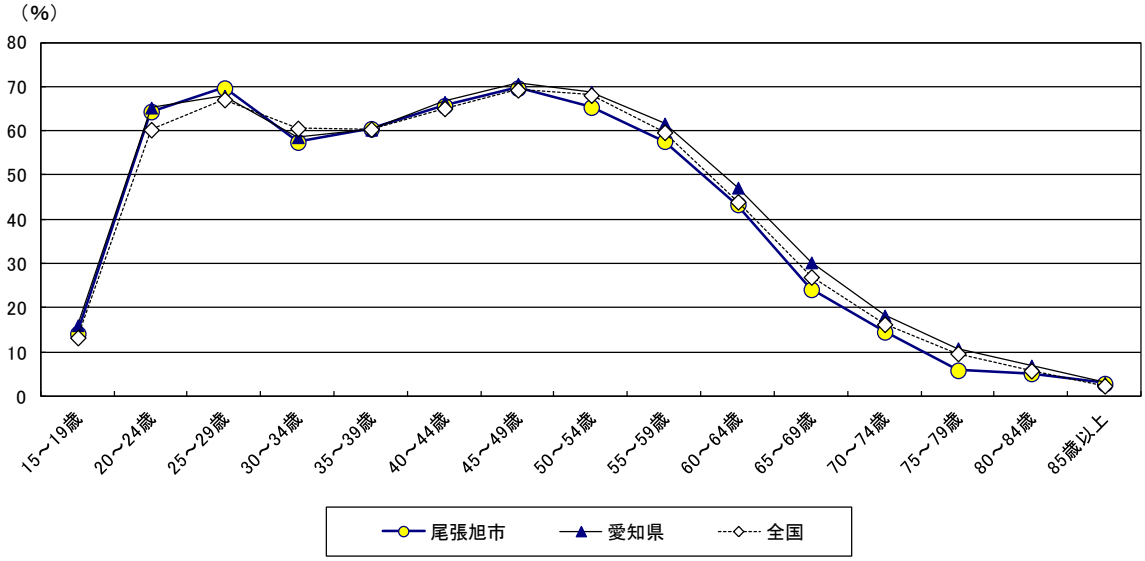

■女性の就労率の推移

単位：%

	尾張旭市			愛知県	全国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15～19 歳	14.7	17.6	14.2	16.1	13.3
20～24 歳	74.7	71.7	64.4	65.3	60.3
25～29 歳	67.9	75.8	69.7	68.0	67.1
30～34 歳	51.1	58.6	57.5	58.6	60.6
35～39 歳	57.1	60.0	60.5	60.3	60.4
40～44 歳	63.5	68.3	65.7	66.6	65.1
45～49 歳	68.8	70.7	69.7	70.7	69.3
50～54 歳	63.8	65.2	65.4	68.9	68.1
55～59 歳	51.7	57.3	57.7	61.7	59.7
60～64 歳	36.0	34.8	43.4	47.2	44.0
65～69 歳	15.7	21.7	24.2	30.3	27.0
70～74 歳	9.9	9.9	14.6	18.3	16.3
75～79 歳	6.6	5.3	5.9	10.9	9.7
80～84 歳	2.9	3.3	5.2	7.0	5.8
85 歳以上	1.1	1.3	2.9	3.1	2.4

資料：国勢調査

５　児童数の状況

本市の児童人口は近年微減傾向にあります。０～５歳の就学前児童と６～11 歳の小学校児童は減少傾向にあります。一方、12～17 歳の中学生、高校生は増加しています。

■年齢３区分別児童人口の推移

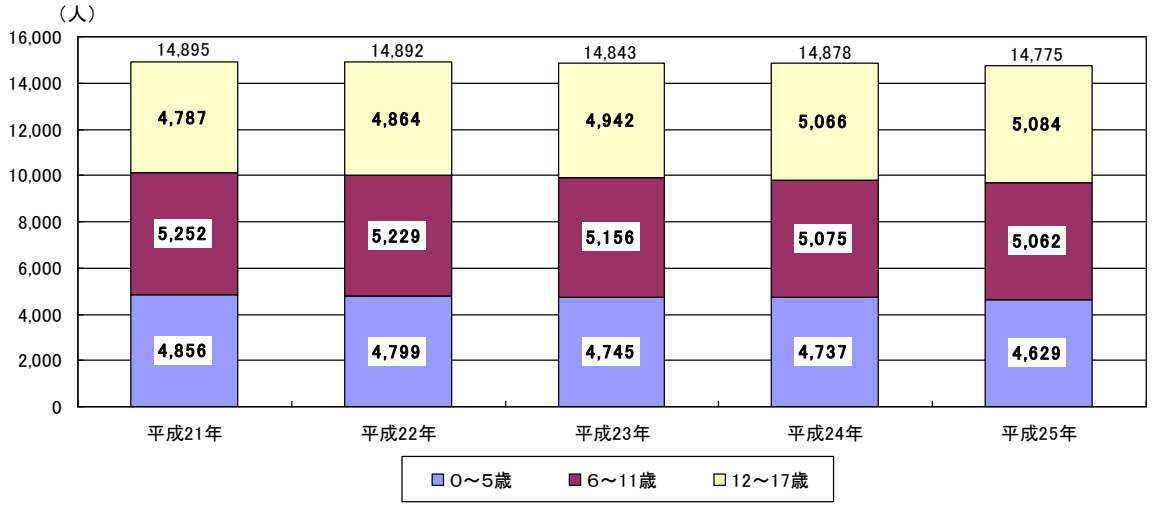

資料：住民基本台帳（各年 10 月１日）

本市の平成 34 年までの児童人口の推計をみると、０～５歳人口、６～11 歳人口は引き続きほぼ減少傾向で推移していきますが、12～17 歳人口も平成 28 年以降減少に転じていくことが予想されます。

■児童人口の推計

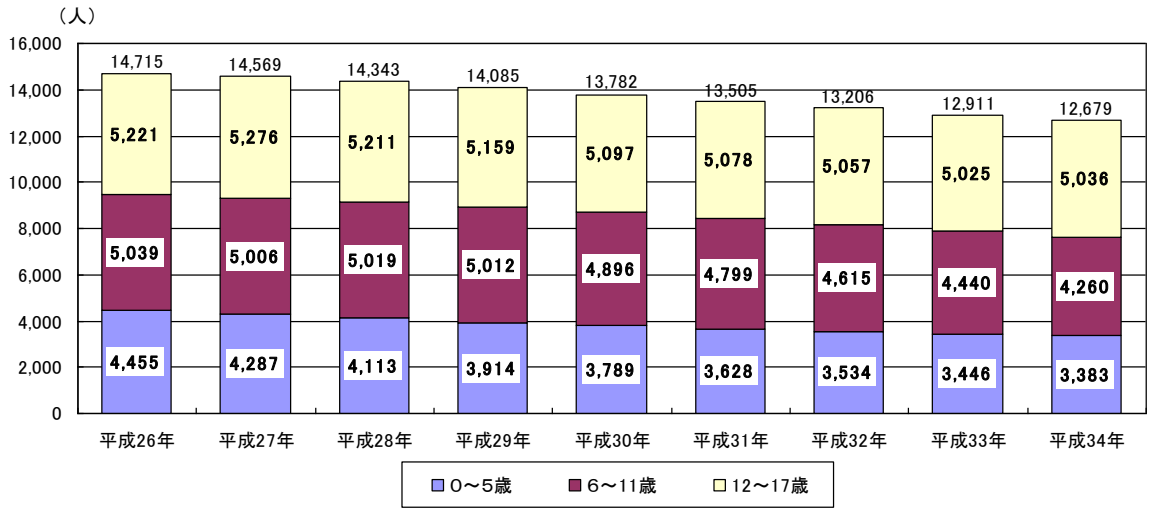

資料：コーホート変化率による人口推計

６　幼稚園、保育所、小中学校の状況

近年の就学前児童の状況をみると、保育所児童数は増加傾向、幼稚園児童数は減少傾向で推移しており、平成 25 年の保育所児童数は 1,360 人、幼稚園児童数は 944 人（市内 4 幼稚園）となっています。

■保育所・幼稚園児童数の推移

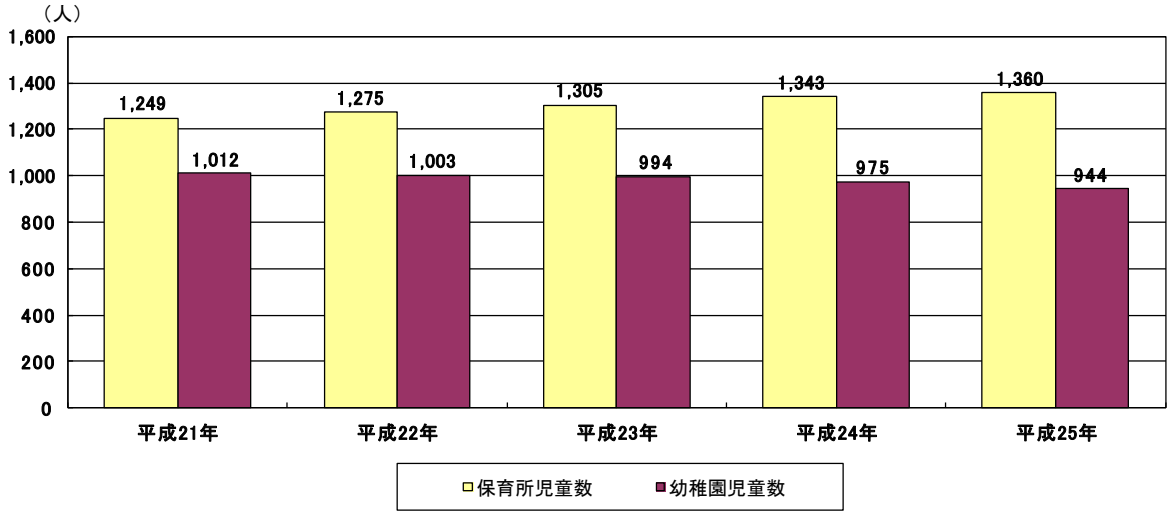

資料：尾張旭市統計書

また、保育所児童数を年齢別にみると、３歳未満児と５歳児は増加傾向にあるのに対して、３歳児と４歳児は横ばい傾向で推移しています。

■年齢別の保育所児童数の推移

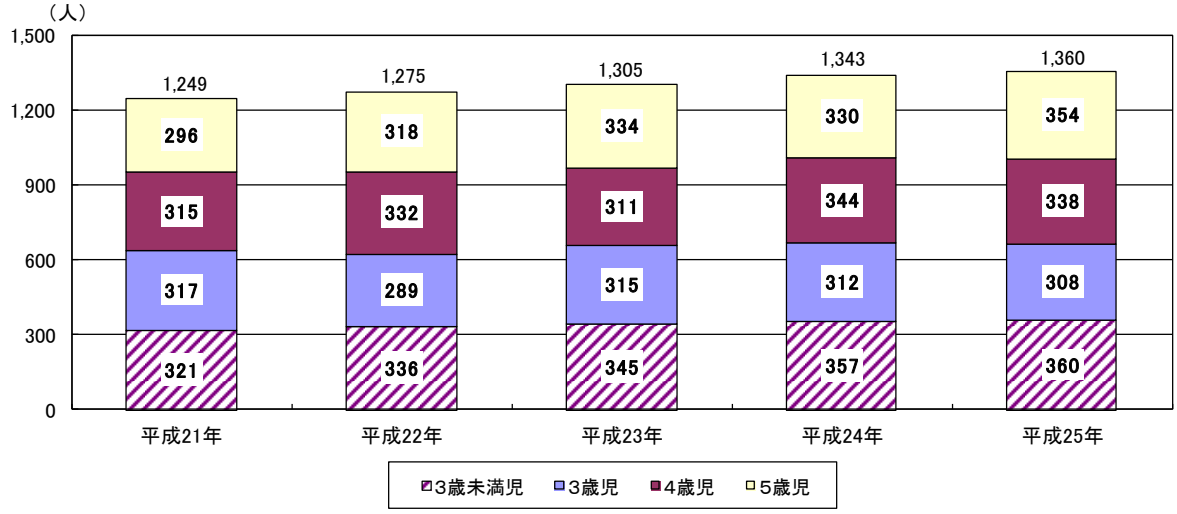

資料：尾張旭市統計書

■保育所児童の年齢別割合の推移

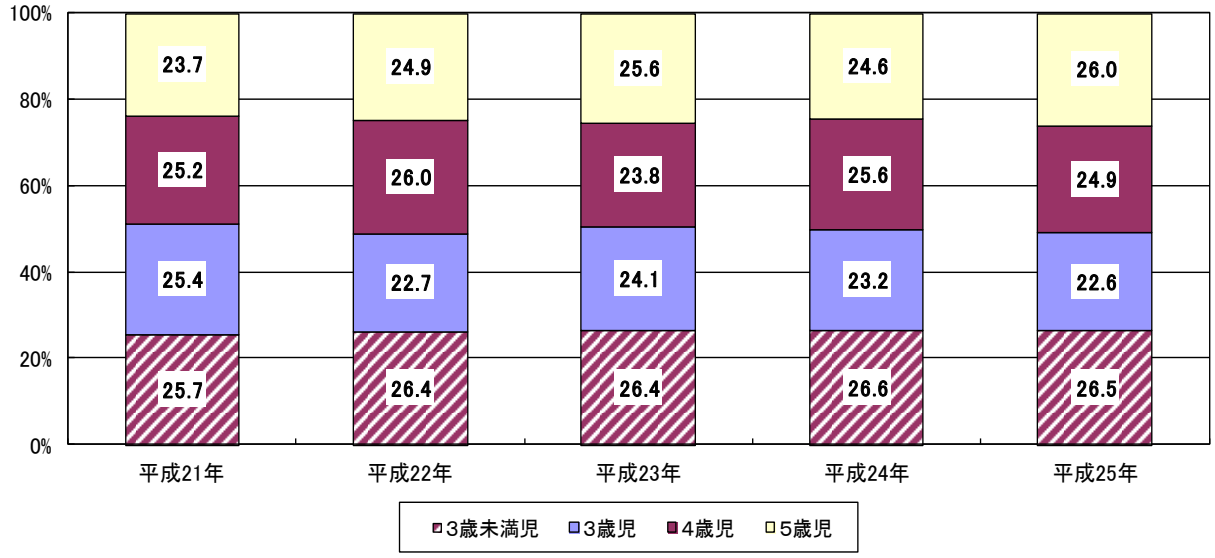

資料：尾張旭市統計書

小学校児童・中学校生徒数の推移をみると、小学校児童数は減少傾向にあります。また、中学校生徒数は増加傾向にあります。

■小学校児童・中学校生徒数の推移

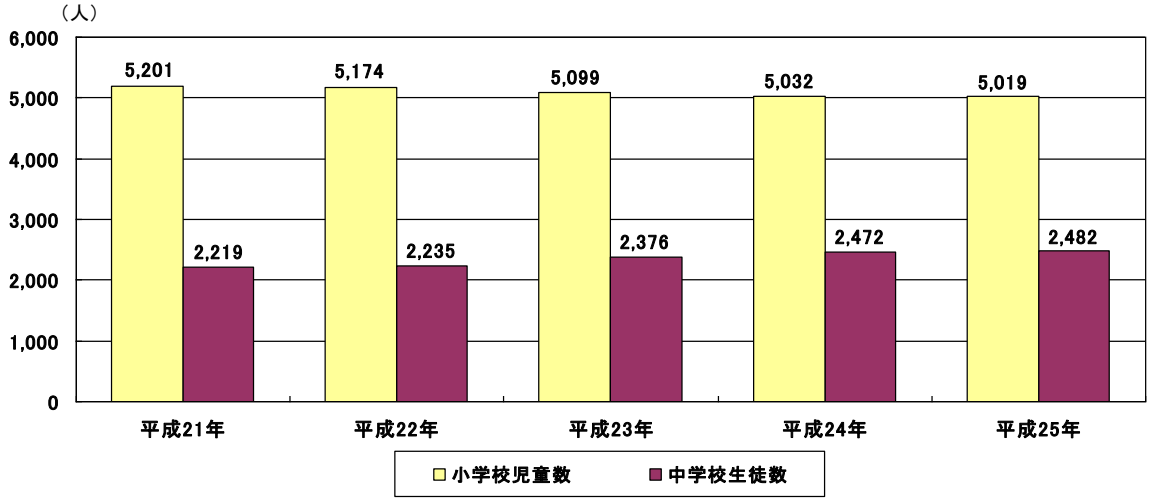

資料：尾張旭市統計書

7　社会的特性

本市は、名古屋市に隣接し、通勤・通学に便利という立地条件から住宅都市として発展してきました。ショッピングセンターなどの商業施設や鉄道も整い、利便性の高いまちであると同時に、森林公園をはじめとする緑や豊かな自然にも恵まれており、コンパクトな市域のなかで、都市の利便性と恵まれた自然環境を備えたバランスの良さが特性と言えます。

8　市内の幼稚園及び保育所の設置状況

名　称			所　在
幼稚園（4 園）	私立	東春暁幼稚園	旭前町西新田 5103 番地 11
		旭富士幼稚園	旭ケ丘町森 87 番地
		しらぎく幼稚園	北本地ケ原町三丁目 38 番地
		愛英本地幼稚園	南本地ケ原町一丁目 26 番地
保育所（15 園）	市立	中部保育園	西大道町前田 3786 番地
		西部保育園	印場元町五丁目 14 番地 10
		藤池保育園	東栄町一丁目 9 番地 1
		本地ヶ原保育園	北本地ケ原町一丁目 21 番地
		川南保育園	大塚町二丁目 4 番地 1
		西山保育園	井田町二丁目 175 番地
		あたご保育園	新居町今池下 2910 番地 1
		柏井保育園	柏井町弥栄 16 番地
	公設民営	東部保育園	狩宿新町一丁目 56 番地
		はんのき保育園	桜ケ丘町二丁目 217 番地
		茅ヶ池保育園	城前町茅池 4613 番地 1
		稲葉保育園	稲葉町一丁目 43 番地
	私立	あさひおっきい保育園	平子町東 157 番地 1
		保育所てんとう虫	新居町明才切 23 番地 1
		レイモンド庄中保育園	庄中町一丁目 2 番地 8

9　市内の認可外保育施設の設置状況

名　称	所　在
ちびっこランド尾張旭園	大久手町中松原 114 番地 1
スクルドエンジェル保育園三郷園	三郷町中井田 202 番地 1
保育ルームルチェーレ	三郷町中井田 128 番地 4

第３章

尾張旭市の

子育て支援施策の実施状況

１　地域における子育ての支援　・・・　20

２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進　・・・　22

３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備　・・・　24

４　子ども等の安全の確保　・・・　25

５　職業生活と家庭生活との両立の推進　・・・　27

６　要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進　・・・　28

第３章　尾張旭市の子育て支援施策の実施状況

本市の子育て支援施策は、次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）に位置づけて取り組んできていますが、その実施状況は次のとおりです。

評価基準（計画の終了となる平成 26 年度における見込み）
「◎」…目標を上回る　「×」…目標を下回る
「○」…目標どおり（順調に推移している）　「―」…評価できない
「△」…進展なし

１　地域における子育ての支援

（１）子どもを育てる意識の醸成

重点的取り組み：父親の子育て参加の重要性について啓発・情報提供を行います。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
パパママ教室 （参加した夫婦のうち父親の参加割合）	77.6%	80%	○
乳幼児期子育て支援講座 （延べ開催回数）	17 回	14 回	◎

（２）地域における子育て支援サービスの充実

重点的取り組み：身近な場所で、気軽に育児相談ができる体制づくりを進めます。

指標名		平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
子育てサロンの開設（か所数）		24 か所	23 か所	◎
子ども・子育て相談（旧家庭児童相談室） （相談件数）		1,471 件	1,850 件	△
子育て支援センター（か所数）		１か所	１か所	○
地域子育て支援センター（か所数）		５か所	３か所	◎
一時保育	実施園数	５園	４園	◎
	定員数	50 人	40 人	◎
子育て支援短期利用事業（利用者数）		０人/年間	２人/年間	△
ファミリー・サポート・センター※ （利用者数）		1,526 人	1,050 人	◎

※ ファミリー・サポート・センター
子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を支援する事業。

（３）保育サービスの充実

重点的取り組み：待機児童の解消に向け、保育サービスの充実を図ります。
保育園等における、サービスの質の向上に努めます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
通常保育（定員数）	1,559 人	1,625 人	○
延長保育（実施園数）	11 園	９園	◎
乳児保育（実施園数）	14 園	９園	◎
障害児保育・統合保育（実施園数）	９園	６園	◎
子育て中の親子が集まれる場の提供（保育園数）	13 園	13 園	○
保育料の軽減（施策数）	１施策	２施策	△
病児・病後児保育（実施施設数）	１施設	１施設	○
保育士の資質・専門性の向上（研修等への参加延べ人数）	1,043 人	850 人	◎
自己評価等、保育サービスの質の向上に向けた取り組み（実施園数）	15 園	13 園	◎
認可外保育施設への支援（支援施設数）	４施設	３施設	◎

（４）子育て支援のネットワークづくり

重点的取り組み：子育て関連団体と地域とのネットワーク化や子育てボランティアの育成を進めます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
子育て支援ボランティア（会員数）	28 人	25 人	◎
子育て支援に関する情報紙（発行回数）	７回/年	６回/年	◎

（５）児童の健全育成

重点的取り組み：子どもが安心して放課後を過ごせる場として、児童クラブ・学童クラブ、放課後こども教室の役割について啓発・情報提供を行うとともに、内容の充実に努めます。

指標名		平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
児童クラブ・学童クラブ	定員数	731 人	825 人	○
	か所数	15 か所	18 か所	○
児童館の充実	延べ利用者数	141,466 人	160,000 人	△
	ｲﾍﾞﾝﾄ開催数	1,080 回	1,700 回	△
いきいきスクール開催事業（延べ参加者数）		47 人	200 人	×
親子天体観測（延べ参加者数）		154 人	250 人	△

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
視聴覚ライブラリー（利用件数）	62 件	100 件	△
ブックスタート（受けた親子の割合）	95.6%	98.0%	○
読み聞かせ（開催回数）	114 回	100 回	◎
ジュニアリーダーズクラブ（活動件数）	41 件	55 件	△
不登校・いじめ等への対応 （不登校・いじめに係る児童生徒数の割合）	0.9%	0.8%	△
適応指導教室の充実（通室者数）	15 人	15 人	○
相談員の配置（相談時間数）	3,841 時間	3,915 時間	○
日常パトロール（実施日数）	290 日	340 日	○
非行防止パトロール（実施回数）	16 回	18 回	○
地域補導員（人数）	404 人	400 人	◎
青少年の悩みごと相談（相談件数）	227 件	300 件	△
子育て家庭に対する手当の支給 （受給者数）	7,209 人	－	－

○評定

待機児童問題や多様な保育ニーズに対応できるように、保育所や児童クラブの定員増加、延長保育や一時保育などへの対応、地域での子育て支援の強化や子育て相談機能の充実など、教育・保育・地域の子育て支援が連携した総合的な提供体制の確保が求められています。

2　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

（1）子どもや母親の健康の確保

重点的取り組み：子どもを安心して産み、育てられるよう、母子の健康の確保に努めます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
母子健康手帳の交付 （活用している妊婦の割合）	100%	100%	○
パパママ教室の充実（受講者の割合）	58.4%	70.0%	△
妊婦健康診査（受診率）	100%	100%	○
乳幼児健康診査（受診率）	94.2%	96.0%	○
歯科健康診査の充実（受診率）	93.0%	95.0%	○
予防接種事業（接種率）※日本脳炎を除く	92.1%	95.0%	○

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
すくすく赤ちゃん訪問事業の実施（訪問実施率）	82.9%	90.0%	△
産婦・新生児訪問の実施（訪問実施率）	26.3%	20.0%	◎

（２）「食育」の推進

重点的取り組み：啓発や情報提供により、保護者や子どもたちに、「食育」の重要性を伝えていきます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
離乳食教室の推進（開催数）	６回	６回	○
保育園の行事食及びテーマ食（提供回数）	29 回	30 回	○
食文化の継承（食に関するイベント開催数）	５回	４回	◎

（３）思春期保健対策の充実

重点的取り組み：啓発や情報提供により、保護者や子どもたちに、性や喫煙、飲酒、薬物等、健康を脅かす問題に関する正しい知識を伝えていきます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
思春期家庭教育学級（講座開催数）	８回	８回	○

（４）小児医療の充実

重点的取り組み：かかりつけ医を持つことについて啓発を行います。
子育て家庭の医療費などの経済的な負担の軽減に努めます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
母子医療等の公費負担制度（メニュー数）	５メニュー	４メニュー	◎
かかりつけ医制度の推進（かかりつけ医を持つ割合）	63.6%	70.0%	△

○評定

妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目のない支援を充実し、親と子の心身の健康の確保や増進が求められています。

３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）次代の親の育成

重点的取り組み：命の大切さや子どもを生み育むことの大切さを伝えるとともに、職業体験活動等を通じ、働くこと、社会との関わり、役立っていくことの意識の高揚を図ります。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
幼児とのふれあい体験（実施小中学校数）	12 校	12 校	○
職場体験（実施中学校数）	３校	３校	○
若者の就労支援（広報掲載回数）	２回	２回	○

（２）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

重点的取り組み：子どもたちが自ら課題を見つけ、自分で考え、行動するための「生きる力」の育成に努めます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
子どもの個性に応じた学習活動の支援（指導補助員配置人数）	13 人	16 人	△
障害児教育の充実（特別支援学級合同の各種事業への児童生徒参加割合）	100%	100%	○
学校教育におけるジェンダー※ の見直し（男女混合名簿実施校数）	12 校	12 校	○
学校評議員制度の推進（１校あたりの平均会議開催数）	３回/年	３回/年	○
特色ある学校づくり（実施校数）	12 校	12 校	○
学校体育・部活動の外部講師等による支援（時間数）	1,817 時間	2,000 時間	○

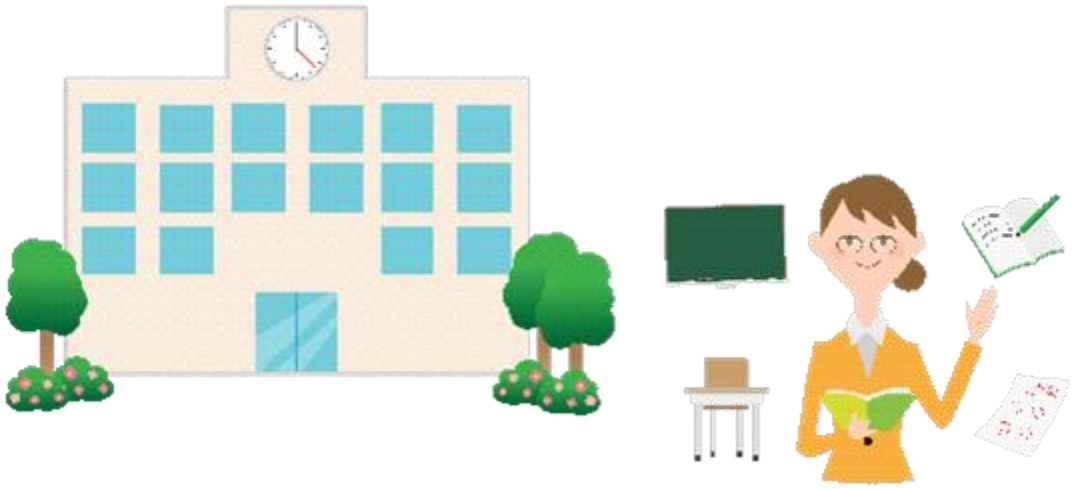

※ ジェンダー
　社会通念や慣習の中で、社会によってつくりあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。

（３）家庭や地域の教育力の向上

重点的取り組み：親子のふれあいの機会や、世代間交流の機会をつくり、家庭・地域の教育力を高めます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
親子ふれあい事業（開催数）	12 回	３回	◎
家庭教育学級（講座開催数）	61 回	63 回	○
子ども会活動の支援（子ども会数）	25 子ども会	28 子ども会	△

○評定

家庭や地域の子育て力の低下が心配される中、地域社会全体で子どもを見守り育てていけるように、家庭・学校・企業・地域などが連携を強化し、子ども一人ひとりの発達段階に応じた成長支援策の充実が求められています。

４　子ども等の安全の確保

（１）良好な居住環境の確保

重点的取り組み：「公園都市」としてのゆとりある空間を、継続して整備していきます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
都市公園数、児童遊園数、ちびっこ広場（か所数）	103 か所	104 か所	○
スポットガーデン（か所数）	14 か所	14 か所	○
水辺空間の整備（か所数）	４か所	５か所	△
矢田川散歩道（整備率）	74%	65%	◎

（２）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

重点的取り組み：子どもたちに対し、交通ルールや交通マナー意識の定着を図るとともに、ドライバーなど社会全体の交通マナーの向上をめざします。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
歩道のバリアフリー化率	72.6%	81.0%	○
通学路の安全対策の推進（主な市道の歩道整備率）	99.9%	100%	○
交通安全教室の実施（教室の開催回数）	80 回	40 回	◎
チャイルドシートの正しい使用の徹底（教室の開催回数）	80 回	40 回	◎

（３）安心して外出できる環境の整備

重点的取り組み：子育てバリアフリーを推進するとともに、マップによる情報提供により、子育て家庭の外出を支援します。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
子育てバリアフリー（情報提供の種類）	１種類	２種類	△

（４）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

重点的取り組み：安全な環境整備を進めるとともに、地域の防犯活動の活性化と防犯意識の高揚に努めます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
防犯灯（設置数）	5,243 基	5,400 基	○
地下歩道非常警報器（設置数）	３か所	２か所	◎
自主的な防犯活動の取り組み（実施自治会数）	55 団体	52 団体	◎
見せるパトロール（実施事業数）	２事業	５事業	×
「子どもの防犯教室」（実施回数）	25 回	22 回	◎
「かけこみ 110 番の家」（協力軒数）	801 軒	900 軒	△

○評定

子育て家庭が安全な環境で遊ぶことができ、また、子どもが安心して登下校できるように、良好な環境の整備、地域防犯パトロール体制の整備など、子どもの安全・安心が保たれる環境づくり・見守り活動の充実が求められています。

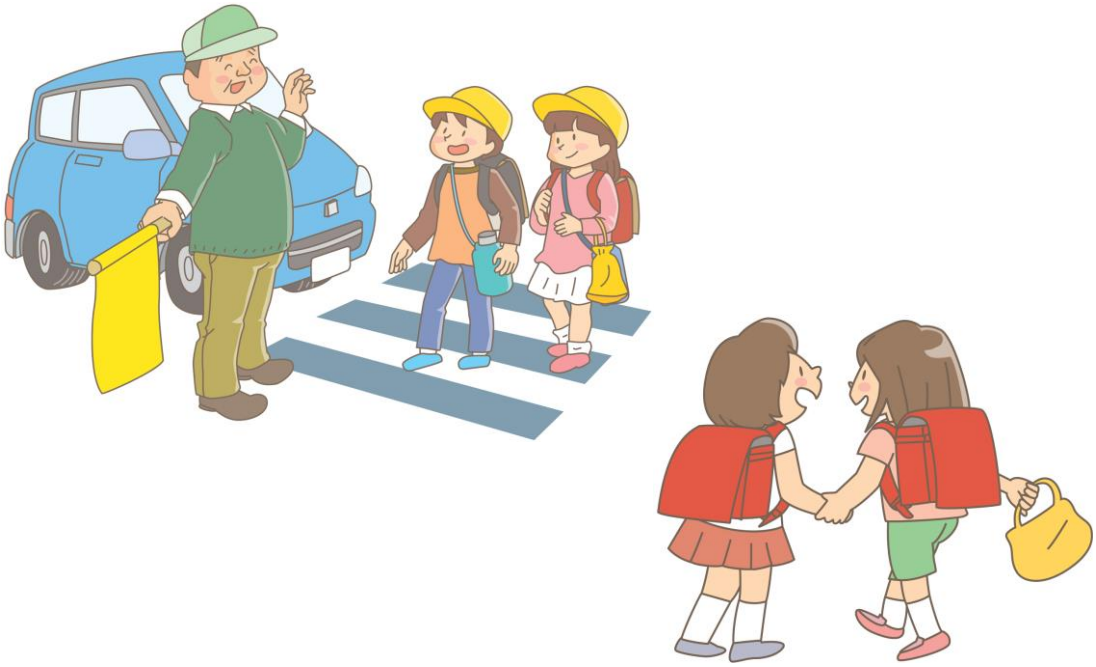

５　職業生活と家庭生活との両立の推進

（１）仕事と子育ての両立の推進

重点的取り組み：家庭生活と職業生活の調和を図るため、家庭や企業における男女共同参画を推進します。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
男女共同参画プラン（目標進捗率）	90.2%	87.0%	◎

○評定

子育て家庭の充実した暮らしを支えるために、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取り組みに対する情報提供、男性の家事・育児参加促進に向けた意識啓発などに引き続き取り組んでいくことが求められています。

６　要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

（１）児童虐待防止対策の充実

重点的取り組み：要保護児童対策実務者会議、代表者会議の開催や、乳児全戸訪問事業等を通じ、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めます。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
児童虐待・DV 相談（相談員数）	３人	３人	○
児童虐待防止ネットワーク会議（開催数）	13 回/年	14 回/年	○
CAP プログラム※ （研修実施校）	５校	５校	○

（２）母子家庭等の自立支援の推進

重点的取り組み：相談体制等を充実し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
母子自立支援員による相談（１週間あたりの相談日数）	４日	４日	○
母子家庭等日常支援事業（登録支援員）	３人	10 人	×
母子家庭の就労自立支援（受給者数）	３人	４人	○
ひとり親家庭への各種経済支援（広報掲載回数）	２回/年	２回/年	○

（３）障害児施策の充実

重点的取り組み：発達支援アドバイザー事業などを通じ、支援が必要な子どもや保護者への支援を強化します。

指標名	平成 25 年度実績	平成 26 年度目標値	評価
ピンポンパン教室（定員数）	30 人	30 人	○
ほほえみ広場（実施事業数）	２事業	４事業	×
障害者医療費（受給者数）	1,863 人	1,400 人	◎
障害児通所サービス等（利用者数）	69 人	80 人	○

○評定

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応、発達に課題のある子どもの早期発見・関係機関の支援へのつなげ、また、ひとり親家庭の総合的な自立支援など、支援を必要とする子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域、関係機関がつながる体制を整備充実することが求められています。

※ ＣＡＰプログラム

ＣＡＰ（Child Assault Prevention）プログラムは、子どもたちに人権の概念をわかりやすく伝えることで、いじめや虐待、性暴力などの被害から自身を守る力を引き出すもの。

第４章

市民の子育て支援ニーズ

１　就学前児童の保護者調査の結果概要　・・・　30

２　小学生の保護者調査の結果概要　・・・　35

第４章　市民の子育て支援ニーズ

本計画の策定にあたり、現在子育て中の家庭を対象に、現状や子ども・子育て支援サービスの利用希望を把握するためのアンケート調査を実施しました。その結果概要は次のとおりです。

■調査の種類と回収結果

調査の種類	発送数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,500 票	873 票	58.2%
小学生の保護者	1,000 票	616 票	61.6%

１　就学前児童の保護者調査の結果概要

（１）母親の就労状況

子育て中の母親では、「以前は就労していたが現在は（就労）していない」が４割強を占め、最も多くなっています。

■母親の就労状況

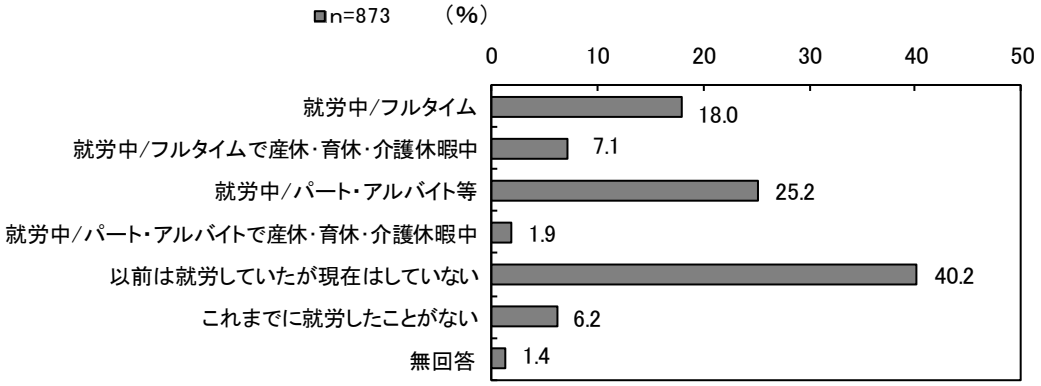

（２）母親の就労希望

「以前は就労していたが現在は（就労）していない」または「これまでに就労したことがない」母親の就労希望をみると、「一番下の子どもが大きくなったら就労したい」が５割弱を占め最も多く、これと「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」を合わせた“就労希望あり”が７割を超えています。

■母親の就労希望

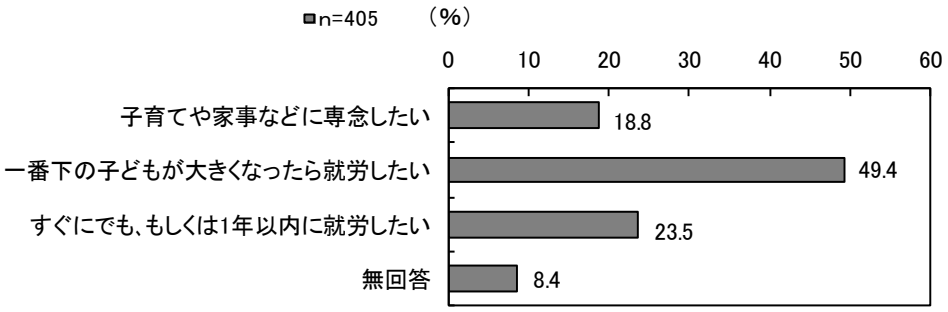

（３）今後、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所」が５割強、「幼稚園」が５割近く、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が３割強で、これらが３大希望となっています。

■今後、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

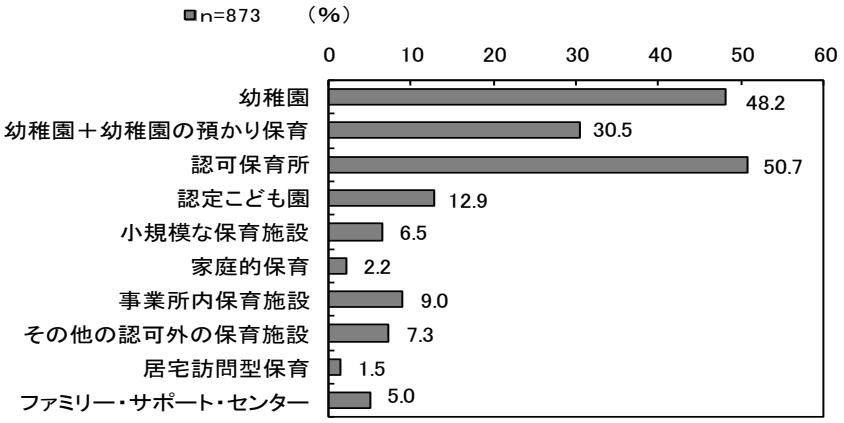

（４）子育て支援センターの今後の利用意向

今は利用していないかたでも、「今後利用したい」が２割を超えています。

■子育て支援センターの今後の利用意向

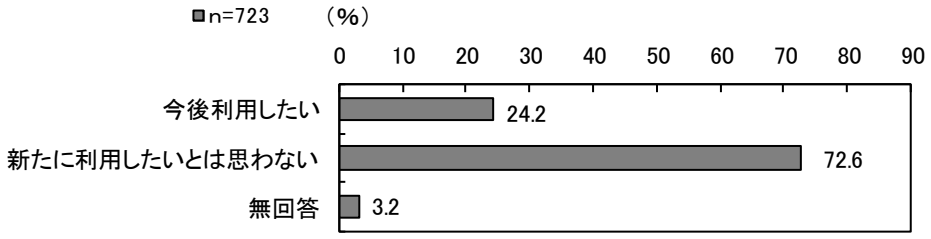

（５）病気等で保育所・幼稚園等を利用できなかったか

保育所・幼稚園等を利用しているかたの７割強が、子どもの病気やケガで通常の事業を利用できなかったことがあります。

■病気等で保育所・幼稚園等を利用できなかったか

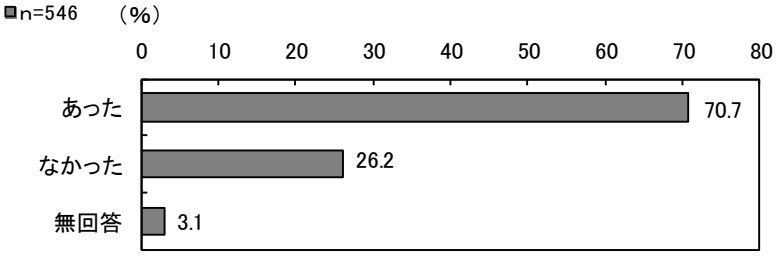

（６）病児・病後児保育施設等を利用したかったか

子どもの病気やケガで普段利用している保育所･幼稚園等を利用できなかったときに、父親又は母親が休んで対応した場合に、病児・病後児保育施設等を利用したかったかについては、「利用したい」との回答が３割を超えています。

■病児・病後児保育施設等を利用したかったか

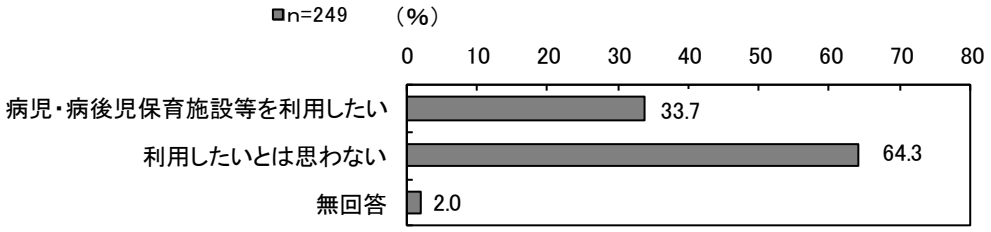

（７）希望する小学校低学年の放課後の過ごさせ方

小学校低学年（１～３年生）の放課後の過ごさせ方の希望としては、「自宅」が６割弱で最も多く、次いで、「習い事」が５割台となっています。「放課後児童クラブ」は３割台、「児童館」は２割台、「放課後子ども教室」は 7.2%となっています。

■希望する小学校低学年の放課後の過ごさせ方（複数回答）

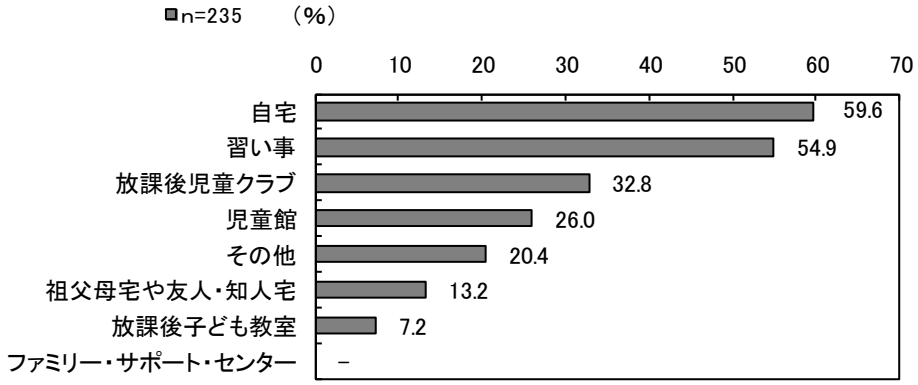

（８）希望する小学校高学年の放課後の過ごさせ方

小学校高学年（４～６年生）の放課後の過ごさせ方の希望としては、「習い事」が６割台で最も多く、次いで、「自宅」が６割弱となっています。「児童館」は２割弱、「放課後児童クラブ」は２割近く、「放課後子ども教室」は 8.1％となっています。

■希望する小学校高学年の放課後の過ごさせ方（複数回答）

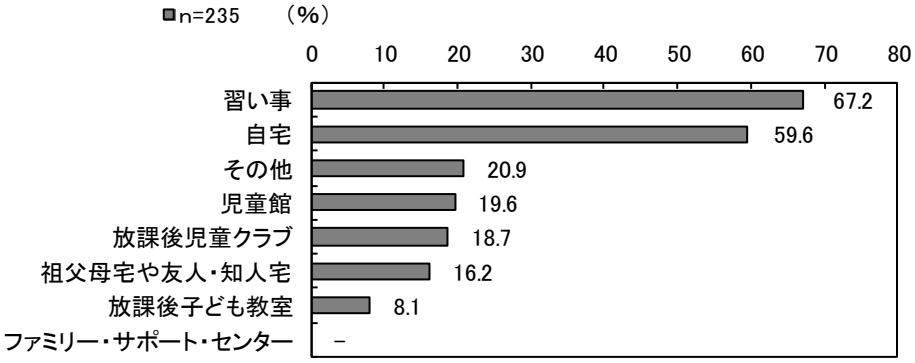

（９）子育てに関する日頃の悩み、気になること

「子どもの教育に関すること」が５割強で最も多く、次いで、「病気や発育・発達に関すること」と「子どもを叱りすぎているような気がする」が４割台、「食事や栄養に関すること」と「友だちづきあいに関すること」が３割台、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が３割弱となっています。

■子育てに関する日頃の悩み、気になること（複数回答）

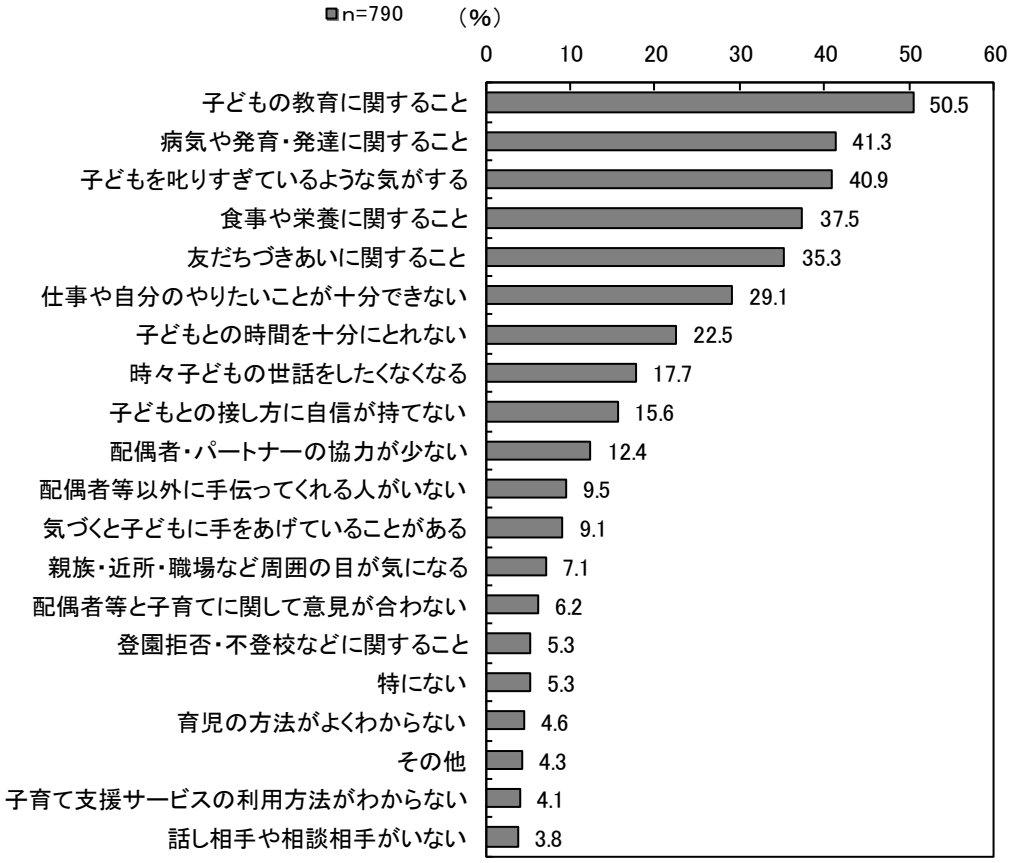

（10）市が重点的に取り組む必要性が高い施策

「保育サービスの充実」と「放課後児童クラブ、子ども教室の充実」が５割台、「保育園など子育て支援関連施設の整備」と「子育てに伴う経済的支援の充実」が４割台、「安心して外出できる環境の整備」と「妊娠･出産医療体制の整備や小児医療の充実」、「仕事と子育ての両立の推進」が３割台となっています。

■市が重点的に取り組む必要性が高い施策（複数回答）

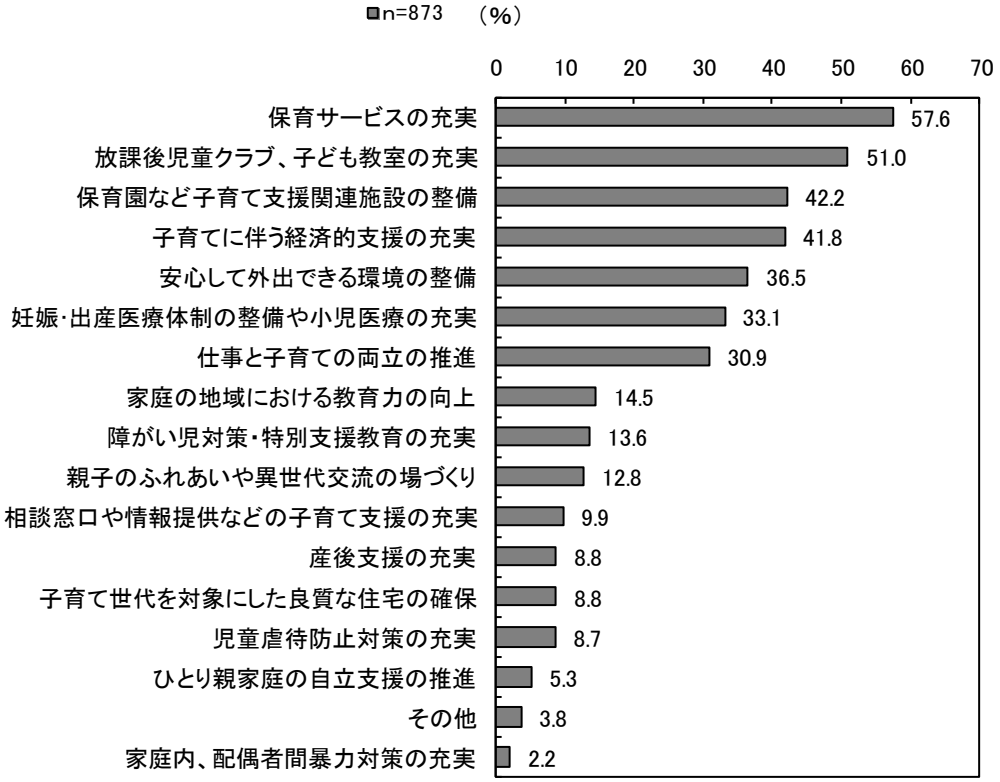

２　小学生の保護者調査の結果概要

（１）母親の就労状況

「就労中/パート・アルバイト等」が４割台で最も多く、次いで、「以前は就労していたが現在は（就労）していない」が２割台、「就労中/フルタイム」が２割となっています。

■母親の就労状況

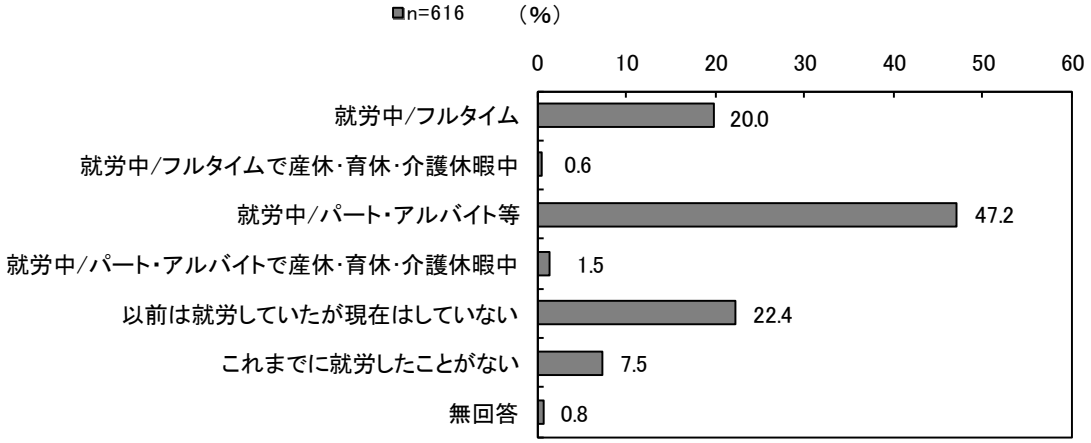

（２）母親の就労希望

「以前は就労していたが現在は（就労）していない」または「これまでに就労したことがない」母親の就労希望をみると、「一番下の子どもが大きくなったら就労したい」が３割を超え最も多く、これと「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」を合わせた“就労希望あり”が６割強となっています。

■母親の就労希望

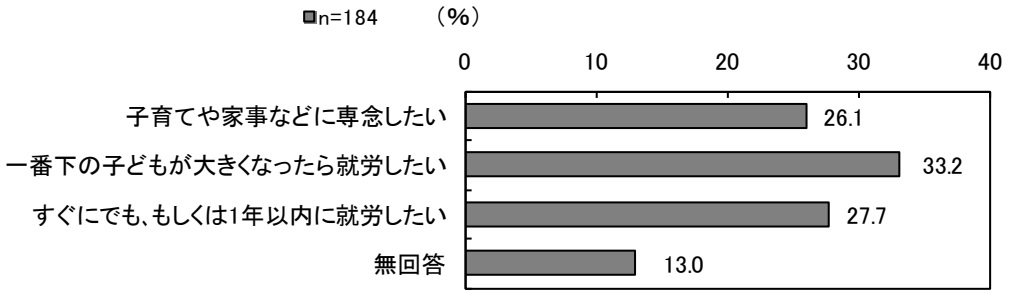

（３）放課後児童（学童）クラブの利用の有無

１割強の子どもが、放課後児童（学童）クラブを利用しています。

■放課後児童（学童）クラブの利用の有無

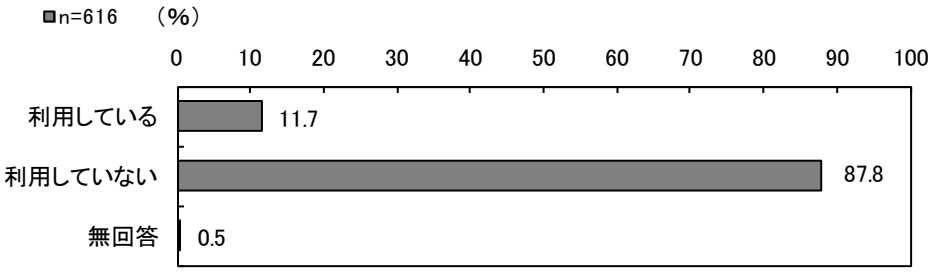

（４）希望する小学校４年生以降の放課後の過ごさせ方

現在、放課後児童（学童）クラブを利用しているかたが希望する小学校４年生以降の放課後の過ごさせ方としては、「放課後児童クラブ」が６割を超え最も多く、次いで、「習い事」が４割強、「自宅」が３割台となっています。「児童館」は１割台、「放課後子ども教室」は 5.6%となっています。

■希望する小学校４年生以降の放課後の過ごさせ方（複数回答）

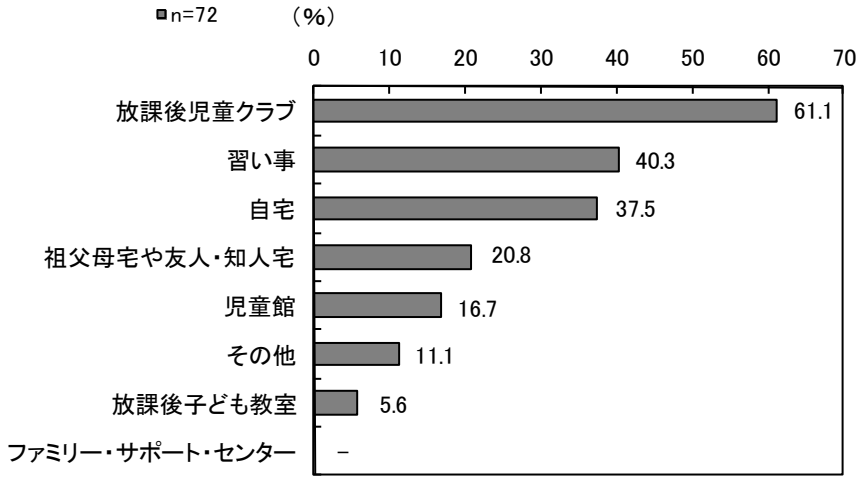

（５）今後の放課後児童（学童）クラブの利用希望

現在、放課後児童（学童）クラブを利用していないかたの、今後の放課後児童（学童）クラブの利用希望をみると、「利用したい」は１割台となっています。

■今後の放課後児童（学童）クラブの利用希望

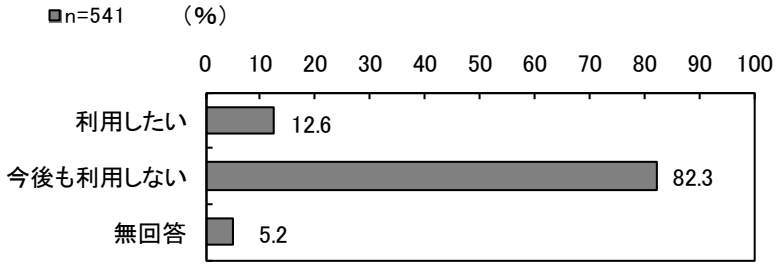

（６）子育てに関する日頃の悩み、気になること

「子どもの教育に関すること」と「友だちづきあいに関すること」が５割台、「子どもを叱りすぎているような気がする」が３割台、「子どもとの時間を十分にとれない」が２割強、「病気や発育・発達に関すること」が２割弱となっています。

■子育てに関する日頃の悩み、気になること（複数回答）

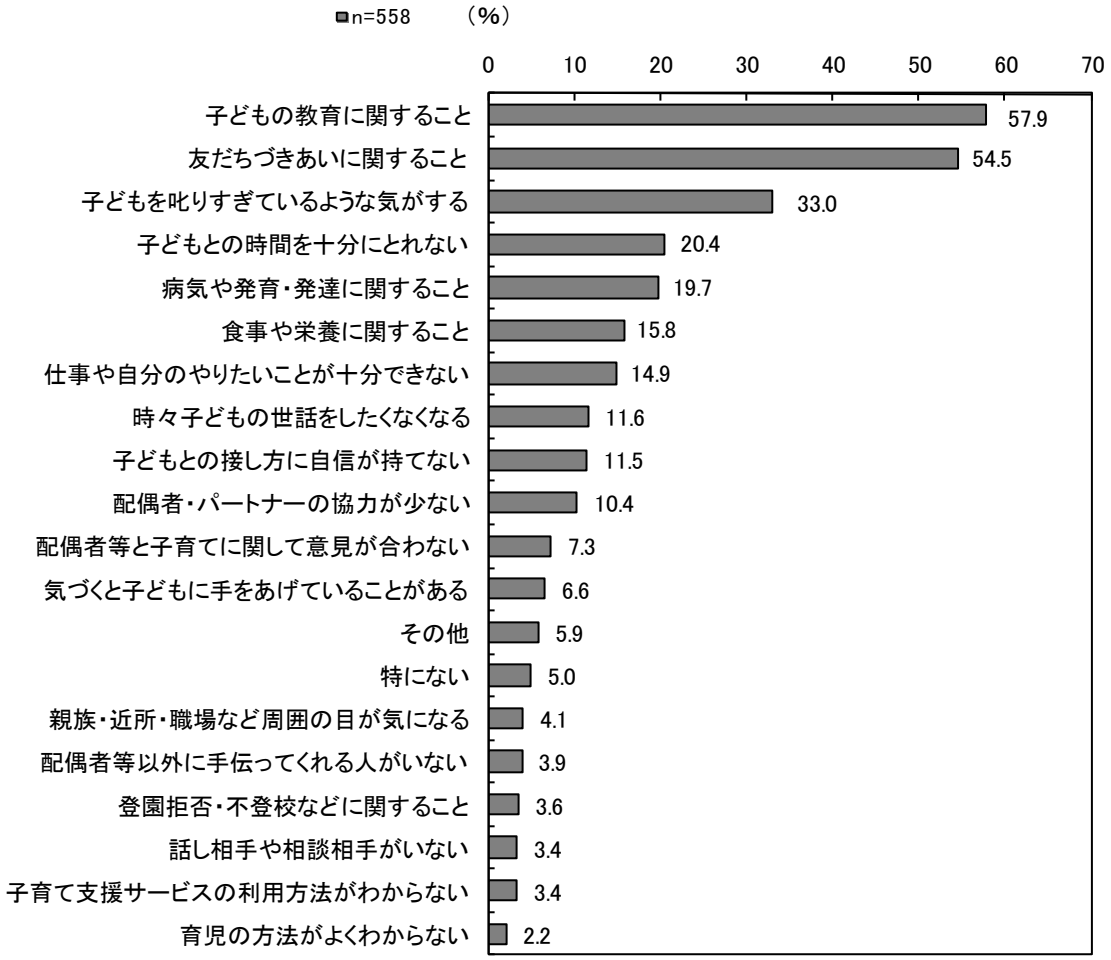

（７）市が重点的に取り組む必要性が高い施策

「放課後児童クラブ、子ども教室の充実」が４割を超え最も多く、次いで、「子育てに伴う経済的支援の充実」が４割弱、「安心して外出できる環境の整備」と「保育サービスの充実」が３割台、「妊娠･出産医療体制の整備や小児医療の充実」と「保育園など子育て支援関連施設の整備」、「仕事と子育ての両立の推進」、「家庭の地域における教育力の向上」が２割台となっています。

■市が重点的に取り組む必要性が高い施策（複数回答）

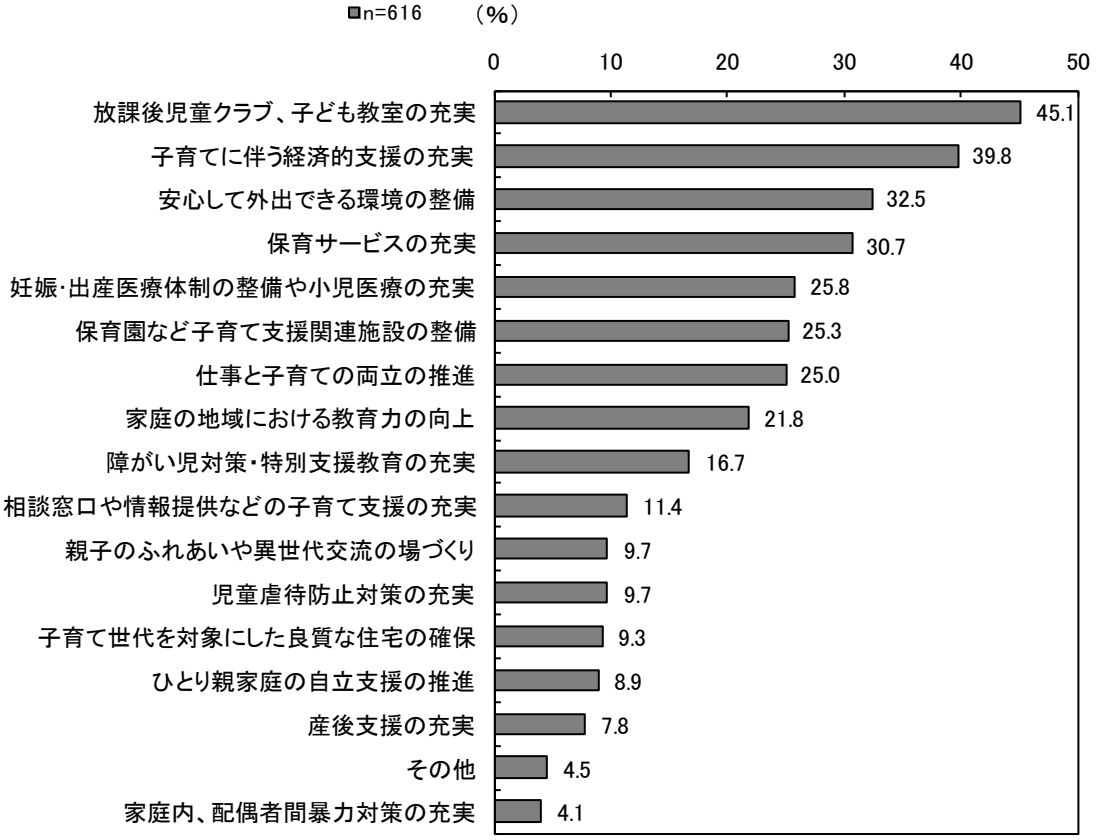

第５章

計画の主要課題

- 地域における子育ての支援に関する主な課題
- 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進に関する主な課題
- 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境に関する主な課題
- 子ども等の安全の確保に関する主な課題
- 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する主な課題
- 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進に関する主な課題

第５章　計画の主要課題

子育て支援施策の実施状況、アンケート結果等から、本計画の主要課題は次のようにまとめられます。

●地域における子育ての支援に関する主な課題

・子どもを育てる意識醸成活動への参加しやすい環境づくり
・子育ての不安を解消するための相談体制の強化と相互援助活動の推進
・待機児童対策
・障がい児保育の未実施園の解消
・病児・病後児保育制度の周知と充実
・子育て支援のネットワークの強化
・多様化する利用者ニーズに対応した子育て支援の充実
・子どもの健全育成のため、いじめ防止体制、適応指導体制、心の相談体制の整備充実

●母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進に関する主な課題

・妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援の推進
・離乳食の理解、アレルギーの周知など食育の推進
・子ども医療費助成等の充実とかかりつけ医制度の普及

●子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境に関する主な課題

・幼児とのふれあい体験の充実
・子どものニーズに応じた多様な課外活動を支える人材の確保
・家庭での教育力の充実、子ども会活動等の活性化

●子ども等の安全の確保に関する主な課題

・子どもの遊び場の維持管理・促進
・交通安全教室の実施とチャイルドシートの普及・啓発
・子育てバリアフリーに関する情報提供の推進
・防犯灯の設置促進と地域防犯パトロール活動の活性化、スクールガード活動の推進
・災害時における子どもの安全な避難体制の整備

●職業生活と家庭生活との両立の推進に関する主な課題

・男女共同参画の意識啓発の推進
・女性の就業を促進するための保育サービスの充実

●要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進に関する主な課題

・児童虐待・ＤＶ相談体制の強化
・ひとり親家庭の相談・指導体制の強化と母子・父子家庭の就労自立支援の強化
・発達支援体制の整備強化

第６章

計画の基本的な考え方

１　基本的な考え方　・・・　42

２　基本理念　・・・　42

３　基本目標　・・・　43

４　施策の体系　・・・　44

第６章　計画の基本的な考え方

１　基本的な考え方

少子化の進行ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援施策を推進し、尾張旭市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざします。

↓

尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」

２　基本理念

次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）の基本理念

「みんなで支え合う　すべての子どものしあわせと　夢ある子育て環境」を継承

↓

みんなで支えあう
子どもがのびのびと育ち、子育てしやすい
住みよいまち・尾張旭

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、家庭・地域・学校・企業・ボランティア等を含めた地域社会全体が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

また、子育ち・子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

さらに、子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

本市がこれまでに取り組んできた子育て環境や子育て事業のさらなる充実に向け、また、第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ（働きながら子育てしやすいまちをめざします、次代を担う子どもたちが育まれるまちをめざします）の実現に向けて、「子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「みんなで支えあう 子どもがのびのびと育ち、子育てしやすい 住みよいまち・尾張旭」と定めます。

３　基本目標

次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）を継承するとともに、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、基本目標を次のように設定します。

基本目標１．子どもの教育・保育環境の充実

教育・保育の連携のもとに教育・保育サービスを充実し、子どもがのびのびと育ち、安心して子育てできる環境の実現をめざします。

基本目標２．地域における子育て支援の充実

地域住民による子育て支援への理解と参加・協力を推進し、子どもと子育て家庭の成長を見守り、支え、“子育ち”“親育ち”の実現をめざします。

基本目標３．配慮を要する子ども・家庭への支援

児童虐待やひとり親家庭、障がい児の子育て等、より配慮・支援が必要な子どもや子育て家庭に対してきめ細やかな対応を進め、一人ひとりの特性を尊重した子育ての実現をめざします。

基本目標４．親と子の健康の確保及び増進

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援し、子どもの健やかな誕生・成長の実現をめざします。

基本目標５．子育てと仕事の両立支援

子育て家庭が充実した豊かな暮らしを送れるように、ワーク・ライフ・バランスの普及を進め、子育てと仕事の両立の実現をめざします。

基本目標６．子どもの権利擁護と安全の確保

子どもが健全な自己を確立し、その能力を伸ばせるよう環境づくりを進めるとともに、子育て家庭にやさしく住みよい安全なまちづくりに取り組み、子どもの権利擁護と安全確保の実現をめざします。

４　施策の体系

基本目標は、次の施策の体系に基づき達成していきます。

基本目標	体　　系
１．子どもの教育・保育環境の充実	1-1．教育・保育サービス環境の整備と充実 1-2．豊かな心・健やかな体を育む幼児教育環境の充実 1-3．次代の親の育成
２．地域における子育て支援の充実	2-１．地域における子育て支援サービスの充実 2-２．子育て支援のネットワークの充実 2-３．児童の健全育成 2-４．家庭や地域の教育力の向上 2-５．子どもを育てる意識の醸成
３．配慮を要する子ども・家庭への支援	3-１．児童虐待防止対策の充実 3-２．障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援 3-３．ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援
４．親と子の健康の確保及び増進	4-１．子どもと親の健康確保 4-２．「食育」の推進 4-３．思春期保健対策の充実 4-４．小児医療の充実
５．子育てと仕事の両立支援	5-１．育児休業等制度の周知と利用促進 5-２．男女の共同による子育ての推進
６．子どもの権利擁護と安全の確保	6-１．子どもの権利を擁護する意識の向上 6-２．子どもの意見表明・参加の促進 6-３．子どもの交通安全を確保するための活動の推進 6-４．安心して外出できる環境の整備 6-５．子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第７章

施策の展開

１　子どもの教育・保育環境の充実　・・・　46

２　地域における子育て支援の充実　・・・　50

３　配慮を要する子ども・家庭への支援　・・・　57

４　親と子の健康の確保及び増進　・・・　61

５　子育てと仕事の両立支援　・・・　65

６　子どもの権利擁護と安全の確保　・・・　67

第７章　施策の展開

１　子どもの教育・保育環境の充実

本市においては、次世代育成支援対策地域行動計画「笑顔と夢ある子育てプラン」を推進することにより、計画的かつ着実に保育サービスの提供体制の環境整備を図ってきましたが、保育需要の増加により、待機児童がみられます。

こうした状況の中で、このたび「子ども・子育て支援新制度」が創設され、平成27年４月から本格実施されますが、市町村は、この新たな制度の実施主体として、多様なニーズに対応できるよう、家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行うことが求められています。

また、核家族化の進展や労働環境の変化などにより、子育ての孤立感と負担感が増加していますが、就学前児童の保護者アンケートでは、今後定期的に利用したい教育・保育事業で「認可保育所」「幼稚園」「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が３大要望となっているとともに、市が重点的に取り組む必要性が高い施策として「保育サービスの充実」が57.6%と最も多くなっています。また、小学生の保護者アンケートでは、子育てに関する日頃の悩み、気になることとして、「子どもの教育に関すること」が57.9%と最も多くなっています。

こうした教育・保育に関するニーズを踏まえるとともに、延長保育をはじめとした多様な保育ニーズに応えることができるように、子どもの教育・保育環境の充実を図っていきます。

また、子ども自身も、次の世代の「親」となり、家庭や地域づくりを担っていかなければならないことから、豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、次代の親を育成するという視点からの支援を進めていくことも重要です。

●施策の体系

1	子どもの教育・保育環境の充実	1-1	教育・保育サービス環境の整備と充実
		1-2	豊かな心・健やかな体を育む幼児教育環境の充実
		1-3	次代の親の育成

1-1　教育・保育サービス環境の整備と充実

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
通常保育の充実 【チャレンジ※】	・保育所の受け入れ定員の拡大等により、待機児童の解消をめざします。 ・0～2 歳児の保育ニーズが増加しているため、3 歳未満児の受け入れ定員の拡大を検討します。		こども課
・通常保育の定員数（※第８章で再掲）		1,599 人	拡充
・3 歳以上児の定員数		1,105 人	―
・3 歳未満児の定員数		494 人	―
延長保育の推進	・利用者ニーズを把握しつつ、充実に努めます。		こども課
・延長保育の実施園数（※第８章で再掲）		12 園	継続
休日保育の充実 【チャレンジ】	・多様な保育ニーズに対応するため、休日保育（日曜・祝日）の充実に努めます。		こども課
・休日保育の実施園数		1 園	新規
サポート保育※ の推進	・保育ニーズの動向に応じて、サポート保育実施園の拡大を検討します。 ・サポート保育の拡充にあたって必要となる加配保育士の確保に努めます。		こども課
・サポート保育の実施園数		13 園	拡充
育児休業からの円滑な復帰支援の推進 【チャレンジ】	・安心して育児休業を取得することができるように、予約入園を引き続き行います。 ・育児休業明けの職場復帰がスムーズに行えるように、保育の必要性の認定において、調整指数上の優先度を高めます。		こども課
・4 月 1 日現在の予約入園受付者数		70 人	拡充
病児・病後児保育の充実	・市民ニーズを把握しつつ、充実に努めます。		こども課
・病児・病後児保育の実施施設数（※第８章で再掲）		1 施設	拡充
保育士の資質・専門性の向上	・保育士等への研修や、保育内容等の自己評価、保育実践に関する調査研究等を進め、保育の質の向上を図ります。		こども課
・研修等への参加延べ人数		1,100 人	拡充

※ **チャレンジ**
第五次総合計画で重要視している人口増加に向けた取り組みとして効果の期待できる事業。
（詳細な説明は第８章６第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジを参照）

※ **サポート保育**
特別な支援が必要で集団保育になじむことのできる、３・４・５歳児クラスの児童。

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
保育料の軽減	・国、県等の動向を注視しつつ、引き続き同時入所３人目及び 18 歳から数えて３人目以降の３歳未満の児童について、保育料の軽減を図ります。		こども課
・保育料軽減の施策数		１施策	継続
保育環境の改善・充実 【チャレンジ】	・保育所において自己評価を実施します。また、第三者評価制度の導入を検討します。 ・老朽化した保育所の改修等を計画的に実施します。		こども課
・自己評価の実施園数		15 園	継続
・外壁・屋根・内装等の比較的大規模な改修等の件数（H27～H31）		15 件	拡充
家庭的保育（保育ママ）の推進 【チャレンジ】	・家庭的な雰囲気の下で、少人数（５人以下）を対象にきめ細かな保育を行う家庭的保育（保育ママ）の推進を図ります。		こども課
・家庭的保育事業（保育ママ）の定員数（※第８章で再掲）		５人	新規
小規模保育の推進 【チャレンジ】	・比較的小規模（６～19 人以下）で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行う小規模保育の推進を図ります。		こども課
・小規模保育事業の定員数（※第８章で再掲）		76 人	新規
認可外保育施設の支援	・待機児童対策として、認可外保育施設への支援を引き続き行います。		こども課
・支援施設の利用者数（※第８章で再掲）		20 人	継続
教育・保育の提供体制の充実	・幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の施設型給付を行うことにより、幼児期の学校教育・保育の充実を図ります。		こども課
・給付を受けている施設数		２施設	新規

1-2　豊かな心・健やかな体を育む幼児教育環境の充実

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
子どもの個性に応じた学習活動の支援	・特別な配慮を必要とする児童生徒の学校内の生活支援・学習支援等や体験学習、調査活動等の補助をするため学校生活指導補助員を派遣し、支援します。 ・支援を必要とする肢体不自由児が安心して学校生活を送れるように、介助員を配置し支援します。		教育行政課
・補助員等の配置人数		19 人	拡充

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
特別支援教育の充実	・障がいのある児童生徒が、自分自身の能力を発揮し、将来的に自立した生活を送ることができるよう、特別支援教育の充実に努めます。		教育行政課
・対象児童生徒がいる学校への特別支援学級設置割合		100%	継続
学校教育におけるジェンダーの見直し	・不必要な男女の区別を行わないようにします。		教育行政課
・男女混合名簿実施校数		12 校	継続
学校評議員制度の推進	・学校の運営について、保護者や地域住民等から幅広く意見を聞き、地域からの支援や協力を得て、より一層開かれた学校づくりを進めます。		教育行政課
・1 校あたりの平均会議開催数		3 回/年	継続
学校教育における多様な活動の推進	・小中学校 12 校においてそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、創意工夫を凝らして特色ある学校づくりに取り組みます。		教育行政課
・特色ある学校づくり実施校数		12 校	継続
子どものニーズに応じた課外活動の充実	・学校体育や部活動において、地域の人材活用を推進し、充実を図ります。		教育行政課
・学校体育・部活動の外部講師等を活用している校数		12 校	継続
幼稚園教育の充実	・私立幼稚園に通う保護者に対し、授業料等の補助を行い、保護者の経済的な負担を軽減します。		こども課

1-3　次代の親の育成

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
幼児とのふれあい体験の充実	・保育所等における中学生の体験学習や学校との交流活動などにより、児童生徒が小さな子どもと接する機会をつくります。		教育行政課 こども課
・幼児とのふれあい体験実施校数		12 校	継続
職場体験などによる職業意識の醸成	・子どもの頃から勤労について関心を持たせ、職場体験学習などを充実させ、生徒の健全な職業意識の育成に努めます。		教育行政課
・職場体験実施中学校数		3 校	継続

２　地域における子育て支援の充実

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されている中で、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

本市においては、地域で子どもを見守るボランティア、棒の手やざい踊りなどをはじめとした民俗芸能や地域行事などの担い手の高齢化が進み、子どもを見守り育てていくマンパワーが不足していくことが懸念されています。

また、子どもの人格形成の原点は家庭にあることから、幼児期から生活習慣を身に付けさせ、親が親として学び育つための支援を行っていくことも必要です。

さらに、学校やＰＴＡをはじめとした地域の人々の力を結集して、児童の健全育成や放課後の居場所づくりに取り組むとともに、地域資源を活用して部活動の推進や職場体験、スポーツや読書に慣れ親しむ取り組みを進めていくことも必要です。

そうした中で、本市は、すべての小学校区で児童館と放課後児童クラブの運営を行うなど幅広く放課後児童の居場所づくりに取り組んできております。

しかしながら、特に、放課後児童クラブにおいては、利用対象者が小学校３年生までであったものが、6年生までに引き上げられるなど、今後は利用者の増加が予測されます。

地域社会の中で子どもの成長を支えるために、家庭・地域・学校等が連携・協働して、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めるなど、地域における子育て支援の充実を図っていきます。

●施策の体系

2	地域における子育て支援の充実	2-1	地域における子育て支援サービスの充実
		2-2	子育て支援のネットワークの充実
		2-3	児童の健全育成
		2-4	家庭や地域の教育力の向上
		2-5	子どもを育てる意識の醸成

2-1　地域における子育て支援サービスの充実

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
子育て広場・子育てサロンの充実	・児童館・保育所それぞれに開設している子育て広場・子育てサロンにおいて、子育て相談等の業務の充実を図ります。		こども課
・子育て広場開設か所数		9 か所	継続
・子育てサロン開設か所数		13 か所	継続
子育てに関する相談・指導体制の充実	・こども・子育て相談において、育児やしつけの相談・性格上の相談・養育の相談・発達の相談・非行の相談等を実施します。 ・気軽に相談できるように、子育て中の人が集まる児童館等へ相談員が出向くなど、積極的にこども・子育て相談を行います。		子育て支援室
・相談延べ件数		1,500 件	継続
子育て支援センター事業の推進	・子育てに関する情報の提供や、育児相談が気軽に受けられる体制づくり、子育て家庭のニーズに応じた講座の開催などを通して、総合的な支援窓口としての機能の充実を図るとともに、関係機関における連携強化に努めます。		子育て支援室
・利用延べ人数（※第８章で再掲）		18,960 人	拡充
保育コーディネーター※の配置 【チャレンジ】	・保育を希望するかたの相談に応じて、適切な保育サービスの情報提供を行い、待機児童の解消をめざします。		こども課
・コーディネーター設置か所数（※第８章で再掲）		1 か所	新規
一時保育の充実 【チャレンジ】	・一時的に親が保育できなくなった未就園児を対象に、保育所等で子どもを預かるサービスを行います。 ・保育ニーズに対応するため、サービス内容や実施場所の増加について検討します。		こども課
・一時保育の実施か所数（※第８章で再掲）		7 か所	拡充
・一時保育の定員数		70 人	拡充
幼稚園における一時預かり事業の推進 （※第８章で再掲）	・幼稚園が子ども・子育て支援新制度を活用して、主に在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）を実施する場合、新制度へ円滑に移行できるよう支援を行います。		こども課

※ **保育コーディネーター**
保護者一人ひとりと対話しながら、その人にあった保育サービスを紹介する取り組みにより、既存の保育サービスの効率的な活用を図り、保育ニーズと保育サービスを適切に結びつける。

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
子育て支援短期利用事業の充実 （※第８章で再掲）	・家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、乳児院または児童養護施設において、一時的に児童の養育を行うことで、児童及びその家族の福祉向上を図ります。 ・必要とするかたに制度の周知を図るため、広報誌等でＰＲに努めます。		子育て支援室
・利用者数		２人/年	継続
ファミリー・サポート・センター事業の推進	・保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、登録説明会を開催して援助会員の確保に努めるとともに、制度のＰＲを行います。		子育て支援室
・利用延べ人数（※第８章で再掲）		1,700 人	拡充

2-2　子育て支援のネットワークの充実

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
子育て支援ネットワークの構築	・子育て家庭に対するきめ細かな保育サービス、子育て支援サービスの提供が効果的・効率的に行われるよう、主任児童委員、保健師、保育士など子育てに関わる代表者による、地域の子育て支援のネットワーク化を図ります。		子育て支援室
子育て支援ボランティアの充実	・子育て支援センターをはじめ、さまざまな場において、子育て支援ボランティアの協力のもと、事業の充実を図ります。 ・広報誌等でのＰＲや、子育て支援講座受講者など、児童福祉に熱意のある市民に呼び掛けるなどして、子育て支援ボランティアの人材確保に努めます。		子育て支援室
・託児ボランティア、子育て応援ボランティアの会員数		40 人	新規
子育て支援に関する情報提供の充実	・情報紙の発行や、広報誌、子育て応援メール、ポスター、チラシ等により、子育て支援事業の情報提供を行います。 ・インターネットで気軽に情報が入手できるよう、ホームページの内容の充実と迅速な情報の更新に努めます。		子育て支援室
・子育て支援に関する情報紙、広報誌への掲載回数		20 回/年	拡充

2-3　児童の健全育成

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度目標値	方向性
児童・学童クラブの充実【チャレンジ】	・児童・学童クラブの受け入れ定員の拡大等により、待機児童の解消をめざします。 ・民間学童クラブの運営支援を引き続き行います。		こども課
・児童クラブ・学童クラブの定員数（※第８章で再掲）		879 人	拡充
・児童クラブ・学童クラブ数（※第８章で再掲）		17 か所	拡充
児童クラブの時間拡充・民間運営【チャレンジ】	・民間学童クラブのない小学校区において、公立児童クラブの利用時間を午後７時まで延長します。また、時間延長とあわせて、民間運営を進めます。		こども課
・時間延長実施児童クラブ数		４ｸﾗﾌﾞ	新規
・民間運営へ移行した児童クラブ数		３ｸﾗﾌﾞ	拡充
児童クラブのサポート保育の推進	・利用者ニーズの動向に応じて、サポート保育実施クラブの拡大を検討します。 ・サポート保育の拡充にあたって必要となる加配保育士の確保に努めます。		こども課
・サポート保育の実施クラブ数		９ｸﾗﾌﾞ	拡充
放課後子ども総合プランの検討	・すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後子ども総合プランにおける、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施又は連携方策等に関して調査、研究します。		生涯学習課 教育行政課 こども課
児童館の充実	・利用者ニーズの多様化に即した今後の児童館のあり方を検討するとともに、施設環境の改善に努めます。 ・みらい子育てネットや地域のボランティア、大学、高校等と連携し、児童館で行なうこどもまつりやもちつき会等の児童館行事の充実を図ります。 ・児童館で発達支援の必要な子どもや保護者への支援を関係機関と連携して充実に努めます。 ・指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上に努めます。 ・児童館に関する情報が入手しやすいようホームページの内容の充実や子育て応援メールの配信など迅速な情報の更新に努めます。 ・老朽化した児童館の改修等を計画的に実施します。		こども課
・利用延べ人数		150,000 人	継続
・指定管理者運営児童館数		３館	拡充
・外壁・屋根・空調・内装等の比較的大規模な改修等の件数（H27～H31）		15 件	拡充

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
ブックスタート	・6 か月児健康相談の受け付けで絵本をプレゼントし、ブックスタートボランティアの協力を得ながら、ブックスタートの実演を行います。 ・ブックスタートを受ける親子の割合が増えるよう、6 か月児健康相談の受診率を向上させるため、個人通知などで周知を図ります。		健康課
・6 か月児健康相談を受けた親子の割合		96%	継続
子どもの読書活動の推進	・子ども読書活動推進計画に基づき、家庭、地域及び学校における子どもの読書活動を推進します。		図書館
・読み聞かせの開催回数		120 回	拡充
不登校・いじめ等への対応	・いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域連携の下、未然防止に努めていきます。 ・一人ひとりの児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。		教育行政課
適応指導教室の充実	・不登校の児童生徒を対象に、集団生活への適応を促し、学校への復帰及び社会的な立ち直りを支援します。 ・通室が困難な児童生徒に対しては、メンタルフレンドによる家庭訪問を実施します。		教育行政課
・不登校児童生徒のうち通室している者の割合		19%	継続
スクールカウンセリングの充実	・各小中学校に配置されたスクールカウンセラー、相談員によるカウンセリング活動の充実を図ります。		教育行政課
青少年の健全育成活動の推進	・地域協力員や市民団体と連携し、非行防止のパトロールや意識啓発活動を推進します。 ・青少年の有害環境対策を推進します。		市民活動課 少年センター
・日常パトロールの実施日数		295 日	継続
・非行防止パトロールの実施回数		18 回	継続
・地域協力員の人数		400 人	継続
青少年悩みごと相談	・悩みを抱える青少年やその家族、非行を心配する保護者に対して、解決や立ち直りの助言や援助を行います。		市民活動課 少年センター
・相談延べ件数		300 件	継続
子育て家庭に対する手当の支給	・児童手当をはじめとする子育て家庭に対する手当を支給し、子育て家庭を経済的に支援します。		こども課
・子育て関連手当の受給延べ人数		―	継続

2-4　家庭や地域の教育力の向上

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度目標値	方向性
親子ふれあい事業の充実	・「親子ふれあい教室」「親子天体観測教室」等を実施し、親と子が共に学び、親子のふれあいを深める体験活動の場を提供します。		生涯学習課
・親子ふれあい教室の延べ参加者数		300 人	継続
・親子天体観測教室の延べ参加者数		150 人	継続
家庭教育の充実	・家庭教育力の向上を図るため、小学校に家庭教育学級を設置し、学級単位で講座、実習などを開催します。 ・家庭教育学級生に負担の少ない開催方法を検討するとともに、より充実した内容をめざします。		生涯学習課
・家庭教育学級生の数		300 人	継続
地域教育力の充実	・「地域の教育力推進事業費補助金」の活用を PR し、学校・家庭・地域の連携による子どものための体験活動や研修事業等を支援します。		生涯学習課
・補助金を活用した事業の件数		6 件	新規
子ども会活動の支援	・地域の子どもたちの自主性と社会性を高め、日常生活を健全で豊かなものとするため、子ども会活動を支援します。		こども課
・子ども会連絡協議会、校区・地域子ども会数		31 団体	継続
・子ども会の会員数		1,100 人	継続
ジュニアリーダーズクラブ活動の支援	・中学生・高校生のお兄さん、お姉さん達が子ども会の活動が円滑に進むようにアドバイスやサポート等を行います。		こども課
・ジュニアリーダー派遣回数		40 回	継続

2-5　子どもを育てる意識の醸成

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
親の育児責任の醸成	・パパママ教室や乳幼児期子育て支援講座などの機会を通じて、親になるための心構えや悩みの解消などに努めます。		健康課 子育て支援室
・パパママ教室の参加割合		70%	継続
・すくすく子育て講座の開催回数		17 回	拡充
父親の子育て参加の推進	・家庭における男女共同参画を推進するため、父親の育児に関する学習機会の充実、意識啓発を図ります。 ・父子手帳の交付・活用により、子育てに関する父親への情報提供と意識啓発を推進します。		健康課
・父子手帳の交付率		100%	継続

３　配慮を要する子ども・家庭への支援

児童虐待およびＤＶは、子どもの成長および人格形成に重大な影響を及ぼします。特に、児童虐待は、最悪の場合、命を奪われることにもなります。虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域連携会議の取り組みを強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていく必要があります。

さらに、障がいのある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせるよう支援していくとともに、発達が気になる子どもを早期に発見し、関係機関の支援につなげていくよう、支援していく必要があります。

また、ひとり親世帯は、母子・父子ともに増加を続けており、平成22年国勢調査では本市の母子世帯が2,097世帯、父子世帯が378世帯となっています。ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難には大きなものがあり、例えば、母子家庭では、出産後に家族のサポートがないなどの負担があります。このため、ひとり親家庭の日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、総合的な自立支援を図っていくことが課題です。

このように、一人ひとりの特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、配慮を要する子ども・家庭への支援を推進していきます。

●施策の体系

３	配慮を要する子ども・家庭への支援	3-1	児童虐待防止対策の充実
		3-2	障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援
		3-3	ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援

3-1　児童虐待防止対策の充実

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度目標値	方向性
児童虐待・ＤＶ相談体制の充実	・児童虐待事案やＤＶ相談に対し、適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。 ・児童虐待防止に対する関心や理解が得られるよう、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを活用した取り組みを推進します。		子育て支援室
・児童虐待・DV 相談の相談員数		３人	継続

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
児童虐待防止ネットワーク連携の強化	・要保護児童の早期発見や対応、適切な継続支援に向けた協議の場として、尾張旭市要保護児童対策地域連携会議を運営し、関係機関で情報を共有するとともに、連携して必要な支援を行います。		子育て支援室
・ネットワーク会議の開催回数（代表者会議、実務者会議）		13 回/年	継続
すくすく赤ちゃん訪問の実施 （※第８章で再掲）	・子育て情報の提供や養育環境の把握を行うため、生後４か月までの赤ちゃんがいる家庭を全戸訪問するとともに、支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問などの検討を進めます。		子育て支援室
・訪問実施率		100%	継続
・面会達成率		90%	継続
養育支援訪問事業	・食事、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対し、養育支援訪問を行います。		健康課 子育て支援室
・養育支援訪問者数（※第８章で再掲）		10 人	新規
ＣＡＰプログラムの普及	・子どもが自らの権利について学び、生きる力を引き出すＣＡＰプログラムを普及します。 ・より一層のプログラム普及に向け、実施校の拡大に努めます。		子育て支援室
・CAP プログラム研修の実施校数		９校	拡充

オレンジリボンキャンペーン

3-2　障がいのある子ども・発達が気になる子どもの発達と成長の支援

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
ピンポンパン教室の充実	・発達に心配のある就学前児童とその保護者を対象に、遊びや集団での活動を通じて発達の支援を行います。 ・児童の状況に配慮し、母子分離（単独通園）の実施、保育所との交流など教室の内容充実に努めます。		こども課
・ピンポンパン教室の定員数		30 人	継続
障がい者医療費等の助成	・１～３級のいずれかの身体障害者手帳を所持するかたや知能指数が 50 以下に該当する知的障がいのあるかた、自閉症症候群と診断されたかたなどに、医療保険適用分の自己負担額を助成します。		保険医療課
・障がい者医療費の受給者数		―	継続
障がい児の福祉サービスの充実	・障がい児及びその家族が地域で安心して生活できるよう、障害児通所等の福祉サービスを継続して実施します。		福祉課
・障害児通所サービス等の利用者数		80 人	拡充
障がい福祉計画の推進	・「尾張旭市障がい者計画・障がい福祉計画」について、３か年を計画期間とする「障がい者計画・障がい福祉計画」を、定められた計画期間に応じて策定します。 ・今後の国の動向を注視し、計画的なサービス提供が行えるよう、計画を推進します。		福祉課
・計画の策定数		１計画	継続
発達が気になる子どもへの支援	・発達が気になる子どもとその保護者に対し、こどもの発達センターを中核機関として、保健・福祉・教育の各部署が連携し、子どもの成長に合わせ、一貫した支援をめざします。		子育て支援室

3-3　ひとり親など困難を抱える子どもと家庭の自立支援

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
ひとり親家庭の相談・指導体制の充実	・ひとり親家庭の増加及び経済状況を鑑み、母子・父子自立支援員による相談を継続して実施します。		こども課
・母子・父子自立支援員による相談日数		４日/週	継続
ひとり親家庭等の日常生活の支援	・ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。 ・登録支援員を拡大し、支援体制の充実に努めます。		こども課
・ひとり親家庭等日常生活支援事業への登録支援員数		３人	継続
母子・父子家庭の就労自立支援	・就業相談を実施します。 ・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給を通じ、母子・父子家庭の自立を支援します。		こども課
・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の受給者数		４人	継続
児童扶養手当受給者への就労支援	・生活保護受給者等就労自立促進事業により、児童扶養手当受給者で就労意欲の高いかたに対して、ハローワークと連携して就労支援を実施します。		こども課
・支援申込者数		４人	新規
母子・父子家庭医療費の助成	・18 歳以下の児童を扶養している配偶者のいない保護者（配偶者に重度の障がいのある父母を含む。）とその児童や、父母のいない 18 歳以下の児童に、医療保険適用分の自己負担額を助成します。		保険医療課
・母子・父子家庭医療費の受給者数		―	継続
各種経済支援のＰＲの推進	・ひとり親家庭に対するさまざまな経済支援について、広報誌やホームページ等を通じて周知に努めます。		こども課 保険医療課
・ひとり親家庭の各種経済支援に関する記事の広報掲載回数		２回/年	継続

４　親と子の健康の確保及び増進

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。就学前児童の保護者と小学生の保護者に対するアンケートでは、子育てに関する日頃の悩み、気になることが「特にない」が５％ほどにとどまり、その他の大半の人が何かしらの悩みを抱いている結果となっています。とりわけ就学前児童の保護者では、子育てに関する日頃の悩み等として、「病気や発育・発達に関すること」（41.3%）、「食事や栄養に関すること」（37.5%）が上位となっています。

また、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要となっています。

安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりは、母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長にとって極めて重要であることから、妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない支援に取り組み、親と子の健康の確保及び増進を図っていきます。

●施策の体系

4	親と子の健康の確保及び増進	4-1	子どもと親の健康確保
		4-2	「食育」の推進
		4-3	思春期保健対策の充実
		4-4	小児医療の充実

4-1　子どもと親の健康確保

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度目標値	方向性
母子健康手帳の交付と活用	・妊娠届出書を持参した妊婦に対して、母子健康手帳を交付し、活用方法等の説明を行います。		健康課
・母子健康手帳の交付を受けている妊婦の割合		100%	継続
妊娠届出時のアンケートの実施	・妊娠の届出をした妊婦（母子手帳交付時）にアンケート調査を行い、今後の支援を確認します。		健康課
・アンケートへの回答割合		100%	新規
ハイリスク妊婦への支援	・妊娠・出産にリスクを伴う可能性が高いハイリスク妊婦に対し、継続的に保健師が関わっていくことで、安全な出産を支援します。		健康課

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
親の育児責任の醸成 （※再掲）	・パパママ教室や乳幼児期子育て支援講座などの機会を通じて、親になるための心構えや悩みの解消などに努めます。		健康課 子育て支援室
・パパママ教室の参加割合		70%	継続
・すくすく子育て講座の開催回数		17 回	拡充
健康診査の充実 （※妊婦健康診査第８章で再掲）	・母子の健康を確保するため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査及び健康相談を実施します。 ・妊婦健康診査の標準的な検査項目が公費で実施できる受診券を 14 回分交付し、経済的な負担の軽減を図り、妊娠中の健康管理に努めます。 ・未受診者の把握と受診勧奨により、受診率の向上に努めます。 ・１歳６か月児及び３歳児健康診査時の歯科健康診査、２歳３か月児歯科健康診査の受診率の向上に努めます。		健康課
・妊婦健康診査の受診率		100%	継続
・乳幼児健康診査の受診率		96%	継続
母子保健の充実	・育児不安の大きい保護者や、発達を見守る必要のある子どもに対し、訪問等により支援を行います。		健康課
産婦・新生児訪問の実施	・母親の育児不安の軽減に向け、出産後間もない子どもの発育状況を把握し、母親の健康状況をみながら授乳指導及び保育援助を行います。		健康課
・産婦・新生児訪問実施率（実施件数）		100% （170 件）	新規
産後ケア事業	・産後の心身の不調や子育てに不安のある母親を対象に、指定助産所でのショートステイを行います。		健康課
・利用者数		２人	新規
養育支援訪問事業 （※再掲）	・食事、生活環境等について不適切な養育状態にあるなど、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対し、養育支援訪問を行います。		健康課 子育て支援室
・養育支援訪問者数（※第８章で再掲）		10 人	新規
妊産婦医療費の助成	・母子健康手帳を交付した月の初日から産後１か月の間に、医療保険が適用となる疾病で入院をされたかたに、医療保険適用分の自己負担額を助成します。		保険医療課
・妊産婦医療費の助成件数		―	継続
離乳食教室の推進	・母乳やミルクから通常の食事へ移行させるための栄養について、講話と実習で学ぶことにより育児支援に努めます。		健康課
・離乳食教室の開催回数		６回	継続

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
予防接種事業	・各健診にて予防接種の確認や勧奨を行います。 ・保護者が責任を持って、子どもの予防接種を進められるよう、重要性について説明を行います。		健康課
・予防接種の接種率		95%	継続

4-2　「食育」の推進

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
離乳食教室の推進 （※再掲）	・母乳やミルクから通常の食事へ移行させるための栄養について、講話と実習で学ぶことにより育児支援に努めます。		健康課
・離乳食教室の開催回数		６回	継続
保育園給食、学校給食における地域の食材の活用	・給食材料に地域でとれた食材を取り入れ、安全でおいしく栄養バランスのとれた給食を提供します。 ・アレルギー除去食の増加に努めます。		こども課 学校給食ｾﾝﾀｰ
・保育園の行事食及びテーマ食の提供回数		30 回	継続
望ましい食習慣の定着	・尾張旭市食育実行プランに基づき、健全な食生活の推進を図ります。 ・健診を通して、適切な食事や食事の楽しさ、大切さを伝えていきます。 ・健診時等に、子どもの偏食や少食などに関する相談を実施します。 ・保育所や学校等において、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけられるよう、食に関する指導・啓発を行います。		産業課 健康課 こども課 教育行政課 学校給食ｾﾝﾀｰ
・食の安全性に不安を感じている人の割合 （健康あさひ 21 計画アンケート）		31%以下	新規
食文化の継承	・保育所において、子ども参加型の調理実習や、野菜の栽培を通じて食に対する文化等の継承を行います。		こども課
・食に関するイベント開催回数		４回	継続

4-3　思春期保健対策の充実

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
思春期保健対策の充実	・児童生徒を対象に性に関する正しい知識の普及に努めます。 ・思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、保健師などの専門家との連携のもと、相談体制の充実に努めます。		教育行政課 健康課
思春期家庭教育学級の推進	・思春期の子どもを持つ親の悩みや不安を軽減するため、継続して思春期家庭教育学級を実施します。 ・より多くの保護者が参加できるよう、思春期家庭教育学級について広く周知します。		生涯学習課
・思春期家庭教育学級の延べ受講者数		220 人	継続

4-4　小児医療の充実

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
子ども医療費の助成	・出生から 15 歳（中学３年生）の年度末まで医療保険適用分の自己負担額を助成します。		保険医療課
・子ども医療費の受給者数		―	継続
未熟児養育医療の給付	・身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を利用する等の入院養育が必要な乳児（１歳に満たない者）に、その治療に必要な医療費を公費で負担します。		保険医療課
・未熟児養育医療の給付件数		―	継続
かかりつけ医制度の推進	・身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の必要性を啓発します。		健康課
・かかりつけ医を持つ割合		75%	拡充
小児医療機関等の情報提供	・安心して小児医療機関での診察が受けられるように、休日や夜間における小児専門の救急医療機関等の情報提供を行います。		健康課
乳幼児救急医療受診ハンドブック	・乳幼児の救急医療受診について、適切な対応や受診方法を情報提供するために、ハンドブックを作成し、乳幼児健診等で配布します。		健康課
・乳幼児健診での配布率		100%	継続

５　子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出や経済の動向などにより、共働き家庭が増加する中で、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向きあえるよう、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）が図れるような職場環境の整備が求められています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざすとしています。

本市においても、女性が就労の継続を希望しながら妊娠・出産を機に退職するいわゆるM字カーブは解消しておらず、さらに、男性を中心とした長時間労働など、仕事と生活を両立させることが依然として困難な状況にあります。

また、いわゆる「イクメン」に代表されるように、家事・育児に積極的な男性に注目が集まるなど、男性の家事・育児への参加意識は広がりを見せつつありますが、雇用均等基本調査による男性の育児休業取得率は 2.03%（平成 25 年度）で、依然として低水準で推移している状況にあります。

ワーク・ライフ・バランスへの取り組みに対する情報提供・相談による積極的な支援や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発など、子育てと仕事の両立支援を推進していきます。

●施策の体系

5	子育てと仕事の両立支援	5-1	育児休業等制度の周知と利用促進
		5-2	男女の共同による子育ての推進

5-1　育児休業等制度の周知と利用促進

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度目標値	方向性
育児休業制度の啓発	・育児休業制度の啓発活動に取り組み、育児休業制度の周知・利用促進を進め、育児休業制度の定着を図ります。		市民活動課 産業課
・愛知県ファミリー・フレンドリー企業※ 登録数		５企業	新規

※ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業
愛知県における企業のなかで、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。

5-2　男女の共同による子育ての推進

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
ワーク・ライフ・バランスの推進	・尾張旭市男女共同参画プランに基づき、男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる環境づくりを進めます。		市民活動課
・男女共同参画プラン（施策 3-2）の施策進捗率		90%	拡充
父親の子育て参加の推進 （※再掲）	・家庭における男女共同参画を推進するため、父親の育児に関する学習機会の充実、意識啓発を図ります。 ・父子手帳の交付・活用により、子育てに関する父親への情報提供と意識啓発を推進します。		健康課
・父子手帳の交付率		100%	継続

６　子どもの権利擁護と安全の確保

子育ては、子どもの基本的な権利が擁護され、その人格の調和のとれた発達に資するものでなければなりません。

平成６年（1994 年）に批准された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では、子どもの基本的人権は国際的に保障されるものであり、その前文において「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきである」としてあります。

子どもが虐待や育児放棄、いじめ被害など、その基本的な権利が侵害されることを予防し、子どもが安心して育つまちづくりを推進する必要があります。

また、子どもの成長にとっては、子育て家庭が子どもと一緒に安心して外出を楽しめ、のびのびと遊べる環境づくりが必要になります。

さらに、子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況の中、日頃から地域で子どもを見守り、防犯意識を高めていく必要があります。

子どもの人権が擁護され、また、子どもの安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよい環境をつくるために、子どもの権利擁護と安全の確保を図っていきます。

●施策の体系

6	子どもの権利擁護と安全の確保	6-1	子どもの権利を擁護する意識の向上
		6-2	子どもの意見表明・参加の促進
		6-3	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		6-4	安心して外出できる環境の整備
		6-5	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

6-1　子どもの権利を擁護する意識の向上

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度目標値	方向性
子どもの権利擁護に関する意識啓発	・「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるように、子どもにとって大切な権利の保障に関する意識啓発を行います。		子育て支援室

6-2　子どもの意見表明・参加の促進

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
子どもの意見を反映するまちづくりの推進	・市の施策等に、子どもの視点の要望や意向を反映させられるよう、子どもの意見等を参考にしたまちづくりを推進します。		秘書課 教育行政課
・市長を囲む子ども会議の開催回数		1 回	継続

6-3　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
歩道バリアフリーの推進	・現状のなかで可能な範囲のスロープ改良を実施し、段差の解消を進めます。		土木管理課
・歩道のバリアフリー化実施か所数		324 か所	拡充
通学路の安全対策の推進	・土地区画整理事業による整備により、順次、歩道の整備を進めます。 ・歩道設置の困難な通学路の路肩にカラー塗装で明示を行い、安全・安心な歩行空間を確保します。 ・必要に応じて、通学路標識や警告看板などの設置を行います。 ・各校の通学路の安全点検調査を実施し、通学路の安全確保や改善を行います。		都市整備課 土木管理課 教育行政課 市民活動課
交通安全教室の実施	・幼児、児童生徒等の個々の状況に応じた交通安全教室などを実施し、交通安全意識と交通安全マナーを高めます。 ・チャイルドシート使用効果と正しい使用方法について普及・啓発を進め、安全対策を進めます。		市民活動課
・交通安全教室の実施回数		70 回	継続
３人乗り自転車の購入補助	・安全に配慮した３人乗り自転車の普及と、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、購入費の補助を行います。		子育て支援室
・３人乗り自転車購入補助件数		25 件	新規

6-4　安心して外出できる環境の整備

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
利用しやすい公共施設の整備促進	・公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビーシート、授乳スペース、施設内のベビーカー等の整備・設置等を、関係機関の協力を得ながら進めます。		関係各課
危険か所対策の推進	・地域における子どもたちの遊び場、ため池等の危険か所を把握するとともに、必要な整備や防護柵の設置改善を行い、子どもへの安全に対する意識を高めるための教育を推進します。		関係各課
子どもの遊び場の確保	・公園等が、子どもの遊び場や市民にやすらげる公共空間として利用されるよう、整備を進めます。 ・公園愛護会による、地域住民の自主的な公園の維持管理を促進します。		都市整備課
・都市公園・児童遊園・ちびっ子広場のか所数		110 か所	拡充
・自主的な公園の維持管理団体数		110 団体	拡充

6-5　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【事業及び指標】

事　業	内　容		担当課
指　標		平成 31 年度 目標値	方向性
防犯灯設置における地域支援事業の推進	・自治会が設置、器具取替並びに維持管理する防犯灯に対し設置費、器具取替費及び電気料金を補助することにより、路上犯罪等の抑止に努めます。		市民活動課
・防犯灯設置支援実績数		5,900 灯	拡充
地域防犯パトロール支援事業の推進	・地域における自主的な防犯活動の取り組みを支援します。		市民活動課
・支援パトロール団体数		55 団体	継続
見せるパトロールの推進	・公用車等に「防犯パトロール実施中」のマグネットシートの表示や、青色回転灯パトロール車による巡回パトロールの実施など、見せるパトロールを推進します。		市民活動課
・実施事業数		2 事業	継続
児童の連れ去り防止対策の充実	・幼稚園や保育所の幼児と小学生にビデオ上映やチラシの配布などにより、防犯意識の高揚を図ります。 ・小学生一人ひとりに防犯ブザーを配布し、連れ去り予防の指導を充実します。		市民活動課 教育行政課
・子どもの防犯教室の実施回数		26 回	拡充
かけこみ110番など防犯対策の充実	・子どもが犯罪等にあったときに避難場所となる「かけこみ 110 番の家」などの防犯ボランティア活動を支援します。		市民活動課
・かけこみ１１０番の家の協力軒数		850 軒	継続
スクールガードによる見守り活動の促進	・スクールガードによる、児童の登下校の際の安全の見守り活動を促進します。		教育行政課

第８章

子ども・子育て支援事業計画

１　教育・保育提供区域の設定　・・・　72

２　子ども・子育て支援の体系　・・・　72

３　保育所等を利用する場合の利用条件　・・・　72

４　「量の見込み」と「確保方策」　・・・　73

５　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保　・・・　83

６　第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ　・・・　84

第８章　子ども・子育て支援事業計画

１　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに５年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。区域の設定にあたっては、市町村の地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況やそれらを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定めるものです。

本市の区域の設定にあたっては、小学校区単位では、需要の調査・把握対象数が少ないこと、また、中学校区単位にすると、旭小学校、旭丘小学校のように２つの中学校に分かれる校区では、小学校単位で利用している放課後児童クラブの場合、見込み量の推計が困難となるため、市域全体をひとつの区域として設定します。

２　子ども・子育て支援の体系

子ども・子育て支援給付	
	教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）
	地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）
地域子ども・子育て支援事業（13 事業）	
	延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

３　保育所等を利用する場合の利用条件

保育所等を利用する場合には、利用のための認定が必要となります。認定は、利用先の希望や子どもの年齢によって３つの区分があり、認定の区分に応じて、利用できる施設・事業が変わります。認定区分は次のとおりです。

認定区分	対象者	給付の内容	施設・事業
１号認定	満３歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園
３号認定	満３歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。
（短時間＝最長８時間・標準時間＝最長 11 時間）

４　「量の見込み」と「確保方策」

（1）量の見込み

市では、計画期間について「量の見込み」を次にように定めます。

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子ども・子育て支援給付（３歳以上）（幼稚園、保育所、認定こども園）						
１号認定（幼稚園等）		1,079 人	1,051 人	986 人	953 人	898 人
２号認定		1,243 人	1,212 人	1,136 人	1,097 人	1,034 人
	幼稚園等の利用希望が強い	199 人	194 人	182 人	175 人	165 人
	保育所等	1,044 人	1,018 人	954 人	922 人	869 人
子ども・子育て支援給付（３歳未満）（保育所、認定こども園、地域型保育事業）						
３号認定（０歳児）		85 人	82 人	81 人	80 人	79 人
３号認定（１・２歳児）		540 人	530 人	524 人	520 人	516 人
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業（実人数）	320 人	307 人	291 人	283 人	271 人
	幼稚園の一時預かり事業（延べ人数）	8,736 人日	8,514 人日	7,983 人日	7,712 人日	7,268 人日
	保育所等の一時預かり事業（延べ人数）	10,925 人日	9,932 人日	9,621 人日	9,336 人日	9,105 人日
	地域子育て支援拠点事業（延べ人数）	21,960 人日	20,676 人日	20,028 人日	19,440 人日	18,960 人日
	子育て短期支援事業（延べ人数）	27 人日	26 人日	25 人日	24 人日	23 人日
	病児・病後児保育事業（延べ人数）	2,545 人日	2,442 人日	2,324 人日	2,249 人日	2,154 人日
	ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業（就学児のみ）（延べ人数）	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日
	利用者支援事業（か所数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	乳児家庭全戸訪問事業（実人数）	600 人	580 人	560 人	550 人	540 人
	養育支援訪問事業等（実人数）	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	妊婦健康診査（実人数）	640 人	600 人	590 人	570 人	560 人
	放課後児童健全育成事業（実人数）	901 人	891 人	877 人	846 人	827 人

（2）確保方策

「量の見込み」に対応するように「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業ならびに地域子ども・子育て支援事業を実施します。

① 子ども・子育て支援給付

【教育・保育の提供体制】

区分		平成 27 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		1,079 人	1,243 人		85 人	540 人
			199 人	1,044 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,105 人		73 人	401 人
	確認を受けない幼稚園	市内 479 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	市内 138 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	0 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人
②－①過不足		0 人			▲7 人	▲124 人

【教育・保育の提供体制】

区分		平成 28 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		1,051 人	1,212 人		82 人	530 人
			194 人	1,018 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,105 人		73 人	416 人
	確認を受けない幼稚園	市内 451 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	市内 107 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	24 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人
②－①過不足		0 人			▲4 人	▲75 人

【教育・保育の提供体制】

区　分		平成 29 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		986 人	1,136 人		81 人	524 人
			182 人	954 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,105 人		73 人	416 人
	確認を受けない幼稚園	市内 386 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	市内 31 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	43 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人
②－①過不足		0 人			▲3 人	▲50 人

【教育・保育の提供体制】

区　分		平成 30 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		953 人	1,097 人		80 人	520 人
			175 人	922 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,105 人		73 人	416 人
	確認を受けない幼稚園	市内 353 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	0 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	62 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人
②－①過不足		8 人			▲2 人	▲27 人

【教育・保育の提供体制】

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="4">区　分</th><th colspan="5">平成 31 年度</th></tr>
<tr><th colspan="3">3～5 歳</th><th colspan="2">0～2 歳</th></tr>
<tr><th rowspan="2">1 号
（幼稚園等）</th><th colspan="2">2 号</th><th colspan="2">3 号</th></tr>
<tr><th>幼稚園等の利用希望が強い</th><th>保育所等</th><th>0 歳</th><th>1・2 歳</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">①量の見込み</td><td rowspan="2">898 人</td><td colspan="2">1,034 人</td><td rowspan="2">79 人</td><td rowspan="2">516 人</td></tr>
<tr><td>165 人</td><td>869 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>他市町村の子ども
※広域利用</td><td>瀬戸市 50 人
長久手市 100 人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">②確保方策</td><td>教育・保育施設</td><td>0 人</td><td colspan="2">1,105 人</td><td>74 人</td><td>420 人</td></tr>
<tr><td>確認を受けない幼稚園</td><td>市内 298 人
名古屋市 400 人
瀬戸市 200 人</td><td>0 人</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>他市町村の子ども
※広域利用</td><td>瀬戸市 50 人
長久手市 100 人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td></td><td></td><td></td><td>0 人</td><td>81 人</td></tr>
<tr><td>認可外保育施設</td><td></td><td></td><td>0 人</td><td>5 人</td><td>15 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">②－①過不足</td><td colspan="3">71 人</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr>
</table>

○方針

保育所の定員増加、認定こども園や地域型保育事業の実施支援、保育所の定員構成の見直しなどを検討します。

川南保育園完成予定図

②　地域子ども・子育て支援事業

・延長保育事業

保育標準時間（11 時間）を超えて子どもを保育する事業です。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	320 人	307 人	291 人	283 人	271 人
②確保方策	320 人 （12 か所）	307 人 （12 か所）	291 人 （12 か所）	283 人 （12 か所）	271 人 （12 か所）
②－①過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

・幼稚園の一時預かり事業

幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中の預かり（一時預かり）を行う事業です。

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 号認定による利用	8,110 人日	7,904 人日	7,411 人日	7,160 人日	6,748 人日
	2 号認定による利用	626 人日	610 人日	572 人日	552 人日	520 人日
②確保方策		8,736 人日	8,514 人日	7,983 人日	7,712 人日	7,268 人日
②－①過不足		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

○方針

現行制度（私学助成）と幼稚園が新制度（幼稚園型）へ移行していくことで対応します。

・保育所等の一時預かり事業

家庭における保育が一時的にできなくなった乳幼児を対象に、保育所等で保育を行う事業です。

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		10,925 人日	9,932 人日	9,621 人日	9,336 人日	9,105 人日
②確保方策	一時預かり事業	7,250 人日 （5 か所）	8,700 人日 （6 か所）	9,280 人日 （7 か所）	9,280 人日 （7 か所）	9,280 人日 （7 か所）
	子育て援助活動支援事業	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日
②－①過不足		▲3,275 人日	▲832 人日	59 人日	344 人日	575 人日

○方針

保育所等での拡充を図っていくことで検討します。

・地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報提供や助言などを行う事業です。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	21,960 人日	20,676 人日	20,028 人日	19,440 人日	18,960 人日
②確保方策	21,960 人日 （7 か所）	20,676 人日 （7 か所）	20,028 人日 （7 か所）	19,440 人日 （7 か所）	18,960 人日 （7 か所）
②－①過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

・子育て短期支援事業

保護者が病気などの場合に、児童養護施設等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27 人日	26 人日	25 人日	24 人日	23 人日
②確保方策	27 人日 （1 か所）	26 人日 （1 か所）	25 人日 （1 か所）	24 人日 （1 か所）	23 人日 （1 か所）
②－①過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

・病児・病後児保育事業

病時期または病気回復期で集団保育が困難であり、保護者が就労等により保育出来ないときに、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,545 人日	2,442 人日	2,324 人日	2,249 人日	2,154 人日
②確保方策	1,740 人日 （1 か所）	2,320 人日 （1 か所）	2,320 人日 （1 か所）	2,320 人日 （1 か所）	2,320 人日 （1 か所）
②－①過不足	▲805 人日	▲122 人日	▲4 人日	71 人日	166 人日

○方針

現在の施設での定員増加を検討します。

・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児のみ）

子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡や調整などを行う事業です。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日
②確保方策	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日
②－①過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

・利用者支援事業

幼稚園・保育所等の施設や子育て支援の事業等を円滑に利用できるよう、必要な情報提供や助言などを行う事業です。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②－①過不足	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

・乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭に、すくすくあかちゃん訪問員等が訪問し、育児についての相談や情報提供などを行う事業です。

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		600 人	580 人	560 人	550 人	540 人
②確保方策	訪問数	600 人	580 人	560 人	550 人	540 人
	実施体制	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人
	実施機関	すくすくあかちゃん訪問員、子育て支援室	すくすくあかちゃん訪問員、子育て支援室	すくすくあかちゃん訪問員、子育て支援室	すくすくあかちゃん訪問員、子育て支援室	すくすくあかちゃん訪問員、子育て支援室
②－①過不足		０人	０人	０人	０人	０人

（平成 25 年度実績：631 人）

・養育支援訪問事業等

子育てに対し不安や孤立感を抱える家庭や虐待のおそれのある家庭など、支援の必要とされる家庭に対して保健師等が訪問し、支援を行う事業です。

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②確保方策	訪問数	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	実施体制	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
	実施機関	養育支援訪問員（助産師含む）	養育支援訪問員（助産師含む）	養育支援訪問員（助産師含む）	養育支援訪問員（助産師含む）	養育支援訪問員（助産師含む）
②－①過不足		０人	０人	０人	０人	０人

（平成 25 年度実績：４人）

・妊婦健康診査

妊婦健康診査の標準的な検査項目が公費で実施できる受診券を 14 回分交付し、経済的な負担の軽減を図り、妊娠中の健康管理に努める事業です。

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	交付者数	640 人	600 人	590 人	570 人	560 人
	健診回数	8,320 回	7,800 回	7,670 回	7,410 回	7,280 回
②確保方策	交付者数	640 人	600 人	590 人	570 人	560 人
	健診回数	8,320 回	7,800 回	7,670 回	7,410 回	7,280 回
②－①過不足		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（平成 25 年度実績：706 人、8,479 回）

※愛知県では、統一して公費での健診が受けられるよう、愛知県医師会と協力しながら実施しています。

・実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、事業実施に向けた検討を行います。

・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、事業実施に向けた検討を行います。

・放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、指導員の下、遊びや生活の場を提供し健全育成を図る事業です。

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		901 人	891 人	877 人	846 人	827 人
小学校低学年（1～3 年生）		789 人	778 人	765 人	734 人	715 人
小学校高学年（4～6 年生）		112 人	113 人	112 人	112 人	112 人
②確保方策	登録児童数	775 人	797 人	810 人	840 人	879 人
	施設数	15 か所	15 か所	15 か所	16 か所	17 か所
②－①過不足		▲126 人	▲94 人	▲67 人	▲6 人	52 人

（小学校区別の内訳）

小学校区		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
旭	量の見込み	67 人	66 人	65 人	63 人	62 人
	確保方策	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
東栄	量の見込み	118 人	117 人	115 人	111 人	109 人
	確保方策	104 人	104 人	104 人	104 人	109 人
渋川	量の見込み	58 人	57 人	56 人	54 人	53 人
	確保方策	65 人	65 人	65 人	65 人	65 人
本地原	量の見込み	117 人	116 人	114 人	110 人	107 人
	確保方策	115 人	115 人	115 人	115 人	115 人
城山	量の見込み	133 人	131 人	129 人	125 人	122 人
	確保方策	100 人	122 人	122 人	122 人	122 人
白鳳	量の見込み	131 人	130 人	128 人	123 人	120 人
	確保方策	86 人	86 人	86 人	86 人	120 人
瑞鳳	量の見込み	56 人	55 人	55 人	53 人	51 人
	確保方策	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人
旭丘	量の見込み	147 人	146 人	143 人	138 人	135 人
	確保方策	105 人	105 人	105 人	135 人	135 人
三郷	量の見込み	74 人	73 人	72 人	69 人	68 人
	確保方策	55 人	55 人	68 人	68 人	68 人

○方針

東栄・城山･白鳳･旭丘・三郷小学校区での拡充について検討します。

５　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

すべての子どもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な支援が必要であり、また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要です。

本市は、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進するとともに、幼稚園教諭や保育士等の子育てに関わる者が研修や会議等を通じて、相互の理解と連携の強化が図られるよう支援していきます。

認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

子ども・子育て支援新制度のシンボルマーク

６　第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ

第五次総合計画では、とりわけ生産年齢人口の増加に向けた取り組みを重要課題に掲げ、本市において人口を増加させるために特に効果的である５つの分野を「５つのチャレンジ」として位置付け、計画人口の実現に向けて取り組むものです。

その「５つのチャレンジ」の中のひとつが次のチャレンジです。

“働きながら子育てしやすいまちをめざします”

●保育園の待機児童対策はもとより、育児休業からの円滑な復帰支援、保育園・放課後児童クラブの開設時間の延長など､多様化するニーズに応じた子育て支援策の充実を図り、働く子育て世代が住み続けられる、住みたいと思うまちづくりを進めます。

●老朽化した保育園施設の改修、改築を進め、子育て環境を整備するとともに、その魅力を伝えます。

本計画では、計画人口の実現に向け効果の期待できる事業について、**「チャレンジ事業」**に位置付けることで、積極的に取り組むものです。

本計画の「第７章　施策の展開」において事業に【チャレンジ】と記載しています。

■チャレンジ事業

①通常保育の充実

②休日保育の充実

③育児休業からの円滑な復帰支援の推進

④保育環境の改善・充実

⑤家庭的保育（保育ママ）の推進

⑥小規模保育の推進

⑦保育コーディネーターの配置

⑧一時保育の充実

⑨児童・学童クラブの充実

⑩児童クラブの時間拡充・民間運営

第９章

計画の推進

１　計画の周知・理解　・・・　86

２　計画の推進体制　・・・　86

３　進捗状況の管理　・・・　86

４　子ども・子育て会議　・・・　86

第９章　計画の推進

１　計画の周知・理解

（１）周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、計画の内容について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報誌やホームページなどさまざまな媒体を活用して、広く市民の皆さんに周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点に配慮した情報提供に努めていきます。

（２）理解

少子化問題や社会全体で子育てを担っていくことの重要性について、広く市民の皆さんに啓発を行うため「子育て支援フォーラム」などを企画し、開催します。

２　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くのかたの意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し事業に的確に反映するとともに、新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。

３　進捗状況の管理

本計画の実現に向けて、毎年度、ＰＤＣＡサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行うこととします。

点検・評価の結果については、広報誌やホームページへの掲載などにより市民の皆さんに周知し、今後の計画の推進や見直し・改善など必要な措置を講じていくこととします。

４　子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条第１項の規定に基づき、条例により市長の附属機関として設置した「尾張旭市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。

資　料　編

１　子ども・子育て会議条例　・・・　88

２　子ども・子育て会議委員名簿　・・・　89

３　計画策定の経過　・・・　90

４　子ども・子育て会議への諮問　・・・　91

５　子ども・子育て会議からの答申　・・・　92

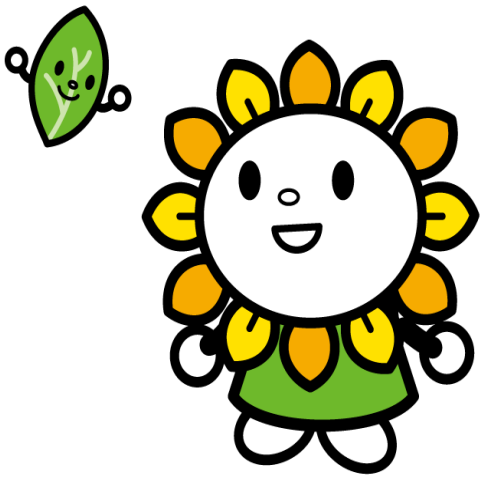

資　料　編

１　子ども・子育て会議条例

尾張旭市子ども・子育て会議条例

平成25年６月28日
条例第23号

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項及び第３項の規定に基づき、尾張旭市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　法第77条第１項に掲げる事務を処理するため、子育て会議を置く。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　子どもの保護者

(3)　教育、福祉、保健及び医療に関係する者

(4)　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議の会議（次項及び第３項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　子育て会議の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

２　子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略・順不同）

氏　名	所　属　等	備　考
林　　陽子	中部学院大学	会長
金森　俊輔	瀬戸旭医師会	
小川　百合子	愛知県瀬戸保健所	
石原　靖章 （山田　俊樹）	尾張旭市小中学校長会	会長職務代理
近藤　信綱	愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部	
加藤　多美	社会福祉法人いしずえ会	
秋田　啓子	尾張旭市学童クラブ連絡会	
田中　善廣 （長谷川　正）	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
藤田　佳代	尾張旭市小中学校ＰＴＡ連絡協議会	
村瀬　美根代	尾張旭市地域活動連絡協議会	
竹門　宏美	尾張旭市子ども会連絡協議会	
秋山　浩二	日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社	
恩田　路子	市民公募	
髙橋　秀雄	市民公募	

（　）内は前任者

３　計画策定の経過

年　度	月　日	内　容
平成 25 年度	６月 28 日	尾張旭市子ども・子育て会議条例の制定
	11 月 15 日	第１回子ども・子育て会議 ・諮問 ・ニーズ調査について
	12 月５日 ～18 日	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査 ・就学前児童の保護者 1,500 人、小学生の保護者 1,000 人 有効回収数 1,489 件（回収率 60%）
	２月 26 日	第２回子ども・子育て会議 ・教育・保育提供区域の設定について
	３月 19 日	第３回子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果について
平成 26 年度	５月 19 日	第４回子ども・子育て会議 ・事業計画骨子について
	７月 29 日	量の見込みに係る愛知県のヒアリング
	８月 12 日	第５回子ども・子育て会議 ・市で定める基準について ・量の見込みについて
	10 月 15 日	第６回子ども子育て会議 ・事業計画素案及び確保の方策について
	10 月 21 日 ～11 月 12 日	庁内ヒアリング等の実施
	11 月 19 日	第７回子ども・子育て会議 ・事業計画素案について ・利用者負担について
	11 月 27 日	愛知県への事前協議書の提出
	12 月 24 日 ～1 月 23 日	パブリックコメントの実施
	２月 25 日	第８回子ども・子育て会議 ・事業計画案ついて ・利用定員の設定について
	３月 18 日	第９回子ども・子育て会議 ・答申

４　子ども・子育て会議への諮問

２５こ第３５０号
平成２５年１１月１５日

尾張旭市子ども・子育て会議会長　様

尾張旭市長　水　野　義　則

尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

尾張旭市子ども・子育て会議条例第２条の規定に基づき、尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

５　子ども・子育て会議からの答申

平成２７年３月１８日

尾張旭市長　水　野　義　則　様

尾張旭市子ども・子育て会議
会　長　林　　陽　子

尾張旭市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

当会議は、平成２５年１１月１５日に尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問を受け、慎重に審議を行ってまいりました。

この度、下記のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。

記

１　審議事項

尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について

２　審議結果

別添「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」のとおり

３　当会議からの意見等

平成２７年４月から始まる「子ども・子育て支援新制度」では、わが国における急速な少子化の進行ならびに家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、子育てしやすい環境の整備を行い、地域の子育て支援の充実を図り、未来の社会を創り、将来を担う子どもたちが健やかに成長できる社会の実現をめざすものです。

尾張旭市は、これまで「尾張旭市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、子育て支援施策に着実に取り組んできております。

しかし、保育需要の増加による待機児童がみられます。

また、アンケート調査の分析結果から１・２歳児の保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズは、当市における施設等での受入定員を上回る見込みです。

よって、本計画期間の最終年である平成３１年度を目標として、保育の定員増加や放課後児童クラブの拡充に関しては、市の予算を重点的に配分するなどして、本計画の基本理念である「みんなで支えあう　子どもがのびのびと育ち、子育てしやすい　住みよいまち・尾張旭」の実現に向けて取り組んでいただきたい。

なお、当会議としては、本答申を踏まえ、尾張旭市において十分な議論を行い、より実効性の高い「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定されるよう希望するものです。

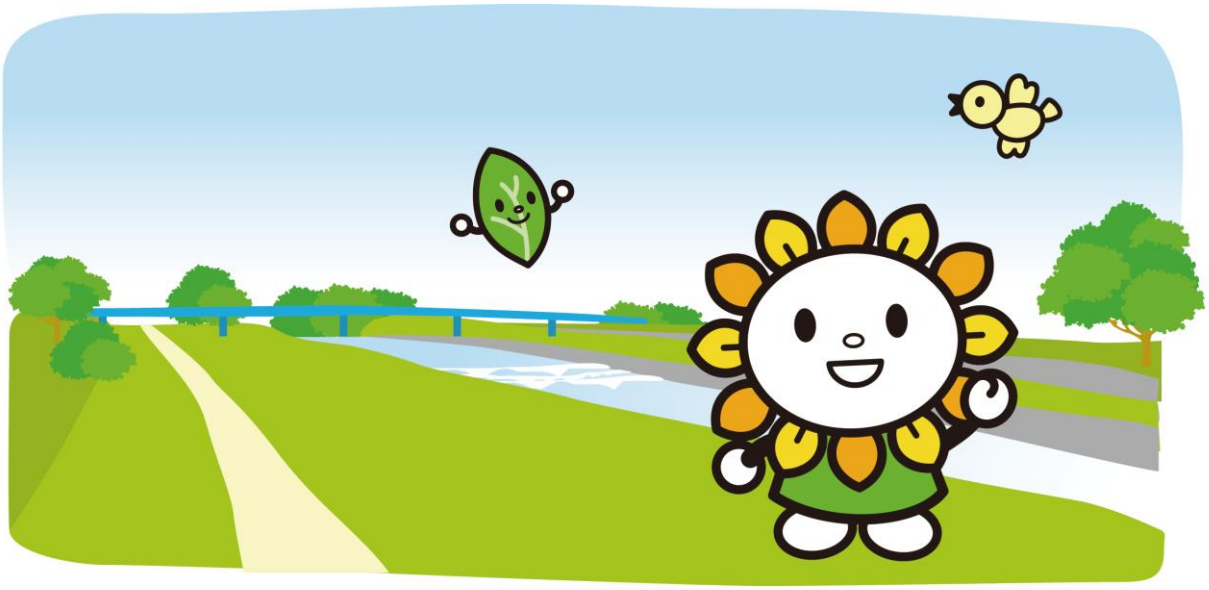

尾張旭市子ども・子育て支援事業計画

発　行：尾張旭市
編　集：健康福祉部こども課
〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1
TEL 0561-53-2111（代表）
FAX 0561-52-3749
http://www.city.owariasahi.lg.jp/
発行日：平成 27 年 3 月

尾張旭市
子ども・子育て支援事業計画